

台湾総督府による台湾籍民学校の成立

——東瀛学堂・旭瀛書院・東瀛学校——

蔡 蕙 光

はじめに

一九〇八（明治四一）年、台湾総督府から南清へ教師が派遣され、東瀛学堂が設立された。その後、一一年には厦門旭瀛書院が、一五（大正四）年には汕頭東瀛学校が相次いで設立された。こうした動きは日露戦争前後に一時的に中断していた台湾総督府による南清・華南教育工作の再活性化といえるだろう。

先行研究を簡単に押さえておく。まず、中村孝志氏の研究が二点ある。一つめの研究は、台湾籍民⁽¹⁾（以下籍民）の勢力、経費支援の面から東瀛学堂、旭瀛書院の成立経緯を検討したものである。今一つは、台湾総督府学務部長隈本繁吉の「対岸」意見書や外交史料館所蔵の「在外本邦調査 福州東瀛学校」を用い、華南に設立された籍民学校について、主として大正期の発展を検討している。上沼八郎・弘谷多喜夫両氏の研究は外交史料館所蔵の台湾籍民関連史料を用いて、中国の対日態度の変化という文脈における、華南への台湾総督府による日本語教育の盛衰を捉えている。さらに、これは台湾側の研究であるが、梁華璜氏は籍民の特性、旭瀛書院の設立・経費、教育方針から旭瀛書院について経営分析を行っている。最近の研究成果には黄慶法氏の博士論文「台湾総督府の“対岸経営研究”——以教育為中心——」⁽²⁾がある。本論文は中国語で、日本外務省の外交史料、後藤新平文書、中国で刊行された史料集などを用いながら、日本の対中侵略視点を全論文に貫いて論考を行っている。また、旭瀛書院卒業生の日記という史料の使用により⁽³⁾、その論文の価値が現れている。

先行研究においては、籍民学校に対する研究を通じて、帝国日本の華南教育が中国の対日態度に応じて、発展し、挫折した経緯が解明されたものの、この明治末期から大正期にかけて籍民学校はなぜ台湾公学校に依拠して成立したのかについて、未だ本格的に検討されたとはいえない。

本稿では、先行研究を踏まえ、まず、台湾総督府学務課長持地六三郎⁽⁴⁾の一九〇八（明治四一）年の報告書から籍民学校の成立を検討し、次に、明治末期、大正初期の中国の政治的変動において、「帝国」教育拡張との側面と、中国に対する警戒観との側面の両方から、中国華南における帝国日本の籍民教育がいかに位置づけられていたのかを論じる。

第一節 台湾籍民教育の開始——福州東瀛学堂

一九〇七（明治四十）年十一月、台湾総督府学務課長持地六三郎は南清を視察した後、「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」（以下持地の報告書）を台湾総督府に提出した。この報告書は『台湾総督府公文類纂』にあり、「清国福州台湾人子弟教育ノ為メ三屋教諭派遣ニ関シ照復ノ件（在福州領事）」という件名の一括文書に所収され、南清に台湾公学校教育を行う基本原則を決定した史料という性格を持つと思われる。本節は、持地の報告書を通して、「清国福州台湾人子弟教育ノ為メ三屋教諭派遣ニ関シ照復ノ件（在福州領事）」における各文書を参照しながら、清国に最初に公学校に習って成立した福州東瀛学堂を検討する。

一、東瀛会館の台湾籍民教育

東瀛会館とは、「福州に居留せる台湾籍民の商業に従事せるもの相結合して互に協力し、利を興し弊を除き以て純良の日本帝国臣民たらんとする」ために、一九〇〇（明治三三）年五月に当時の福州領事豊島捨松氏の提議によって設立されたものである⁽⁶⁾。会館のなかで教育が開始されたのは〇三（明治三六）年二月であり、史料には「台民ノ倶楽部ヲ東瀛会館ト云フ其醸金大商ハ毎月五円、小商ハ二三円、会費ヲ支弁シテ其剰余月額七十円以テ一小学校ヲ維持スル」と書かれている⁽⁷⁾。そして〇五（明治三八）年に、「野口会長⁽⁸⁾の創意に依り、館内に支那流の小学校を設け」て、生徒九名に対して、清国人林姜皋を招聘し、漢文及び支那官話等を教授させ、籍民教育が清国式の教育で行われた⁽⁹⁾。

一九〇七（明治四十）年、台湾総督府による厦門東亜書院の閉院準備が進行する一方、福州領事高橋橋太郎の提唱によって学校の設立が計画されて、ついに〇八（明治四一）年三月、台湾総督府より教員を派遣し、東瀛学堂が開設された。「始めて会員の子弟に台湾流の普通教育を授くることを得るに至れり⁽¹⁰⁾」と東瀛学堂の位置を示している。それでは、どのような契機によって東瀛会館における「台湾流の普通教育」が開始されたのであろうか。

二、台湾籍民教育の要求

1、「在留台湾人学校設立に付補助請願ノ件」

持地学務課長が南清を調査する前の一九〇七（明治四十）年三月、高橋領事は台湾総督府民政長官代理鹿子木小五郎へ「在留台湾人学校設立に付補助請願ノ件」（以下「補助請願」）を提出した。高橋領事は福州にある「台民中重ナルモノ」を集めて、台民子弟教育について協議した結果は、「日語ヲ主トシ他ニ多少普通学ニテモ加味スル位」の日本語学校を設けることに決定した。

「補助請願」のはじめにおいて、福州に滞在している台湾人の実情は以下のように述べられている。

当地ニ在留スル台湾籍民ノ数ハ約二百七十名ニシテ、商店ノ数モ約九十戸以上ヲ有シ、彼等ノ団体機関トシテハ東瀛会館ノ設ケモ有之候モ、今日ノ処ニテハ台民ハ唯単ニ名義上ノ日本住民タリト云フニ過キズシテ、言語、思想及ビ経済上ノ関係ニ於テ其実ハ全然清国人ト何等ノ差別

ヲ見ズ、此情況ノ改善ニ関シテハ從來窃カニ種々考慮致居候ヘトモ、既ニ青年以上ノ輩ニ対シテハ到底施スニ良策ナキヲ以テ、唯可成利害ノ關係ヲ日本ト深カラシメ、自己ノ利害ニ鑑シテ、其行動ヲ慎重ナラシムルノ外ナシト思考候得共、前記多数ノ籍民ノ子弟ニ至テハ、將來第二ノ籍民タルモノニシテ、彼等今日ノ俣ニ放棄シ置ク時ハ其台湾籍民タルノ有名無実ノ度ハ一層甚タシキモノアリ、……台民ハ其子弟ヲ清国ノ学校ニ托シ居リ、日語ノ如キハ更ニ之ヲ学習スルモノヲ見ス、極メテ遺憾ノ情態ナルヲ以テ⁽¹¹⁾〈後略〉(句読点筆者)

この文章は、福州の籍民が日本国籍を持っているものの、言語、思想、経済上の関係だけでなく、教育も完全な清国式の生活を過ごす実情に対する憂いを示すものである。このなかでは、一世の籍民に対して、ただ利害関係を説得し、行動自粛を要求するなど消極的方法以外に仕方がないが、二世の子弟、いわゆる第二の籍民に対して、そのまま放置すれば、後顧の憂いは尽きないと指摘されている。また、同年十一月福州にある籍民の統計が「雑貨商七十一人、樟脳業六人、質商四人、米穀商三人、材木商十人、運送業五人、酒商四人、棉布類商十二人、雑業一百八十六人にして、合計三百〇一名⁽¹²⁾」であったことを合わせて考えると、三月の「補助請願」より籍民の人数が多くなり、成長しているので、籍民教育を簡単に看過してはいけないと思われる。

しかし、経費の面で困難に直面した。「補助請願」を提出した目的は、教師を「国語学校の卒業生位ノ資格アル者ヲ聘用スル」なら、聘用教師一人分月給の七八十円を補助してもらうことである⁽¹³⁾。

2、日本人が関与した福州教育

明治三十年代から、福州東文学堂を卒業した多くの生徒が日本へ留学したことは日本留学の盛況を呈している。これらの留学生から「其成績良好にして青年ながらも福州に於ける文武官民の間に漸く勢力を得つつあり……福州の官紳が此等の人士によりて充塞せらるるの新文明的時代あるべきを信ずるなり⁽¹⁴⁾」とあるように、段々に日本勢力が福州で拡大していた成果の現れとして見受けられる。一方、実藤恵秀の研究は一九〇七(明治四十)年頃も日本教習の清国退場時期と指摘した。〇七年七月五日『台湾日々新報』は福州の「教習の排斥運動」を報道した。

福州に於ける日本の雇教師は或は師範学堂或は高等大学堂に或は警察学堂に或は武備学堂に二十有余名ある、大に教育界の重鎮たりしが、近年に至り留学生等の帰福せる者多く彼等は自から其地位を得んが為め、只管日本教習の在職を忌み、其期限の既に満つる者は勿論、其他と雖暗に排斥を試むる事少からさりしが、……福州に於ける日本教員は今や実に其半を失ひ、期年ならずして全然其跡を絶たんとするの形勢に陥れり⁽¹⁶⁾。

言い換えれば、帰福留学生と日本教習との間に競争関係が形成され、徐々に日本教習を淘汰するまでになった。また、中村氏の先行研究における検討の通りに、一九〇五(明治三八)年、日本人が関与した福州東文学堂は官立の全閩師範学堂に变身し、完全に清国人による学校になったので、日本人の支配力が失われた。日本は福州の各学校へ力を入れにくい困難に陥った。そして、高橋領事は日本による福州の発展について「現時の日本は政府も満州方面の設計の為に余地はあるまいし⁽¹⁸⁾」という覚悟があった。おそらく上述の理由で福州にある日本語教育の道を改めて図らなければならなかったと思われる。

一九〇七(明治四十)年三月の「補助請願」において、日本語学校の仕度に着手して、高橋領事

は「目下生徒ノ数ハ約二十名位ノ見込ニテ」を伝えながら、「日中二三時間位ヒノ課業ヲ為シ夜間ハ台民大人ニ日本語ノ教授ヲ為致度トモ考居候又東瀛會館ニテハ諸準備ハ既ニ修了致居候」という雛形を用いて福州領事は台湾総督府へ請願を提出した。⁽¹⁹⁾福州にある籍民の日本式教育を受ける道が欠乏という実情に対して、台湾総督府は同年六月に、請願の趣を了承した上に、教員俸給額の補助要求に応じて「単ニ俸給額ノ補助ヲ為スニ止ムルヨリ寧当府公学校教諭ヲ派遣教授セシメ第一次監督ヲ領事ニ委任シ第二次監督ヲ当府ニ施テ行フ」と公学校教師の派遣教授で取り替え、「不日吏員ヲ派遣シ实地視察」すると福州領事へ回答した。⁽²⁰⁾持地学務課長の視察が促成された。

三、持地六三郎の起案から見る福州の台湾籍民教育

東瀛学堂が成立した後、福州領事事務代理佐野一郎が外務大臣林薫に提出した報告書「台湾公学校教諭派遣教授開設ノ件」において、学堂の成立経緯は以下の通りに書かれている。

〈前略〉此際当地ニ日本語学校ヲ設立シテ彼等子弟ヲ収容シ、日本語学習ノ外普通教育ヲ施スノ急務ナルヲ感じ……総務局学務課長持地参事官ヲ態々当地ニ派遣シ、詳細調査スル所アリ、同参事官ノ復命ニ由リ同府ハ漸ク本官ノ請求ヲ是認シテ、台湾公学校ノ本旨及教則ニ遵拠スルハ勿論⁽²¹⁾〈後略〉

設置するつもり日本語学校に対して、この文章における「日本語学習ノ外普通教育ヲ施ス」と「補助請願」の「日本語ヲ主トシ他ニ多少普通学ニテモ加味スル位」は用語上やや違いがあると見られる。また、持地「参事官ノ復命ニ由リ同府ハ漸ク本官ノ請求ヲ是認シテ台湾公学校ノ本旨及教則ニ遵拠スル勿論」と前述における高橋領事の日間と夜間の教育雛形は異なることによれば、東瀛学堂の公学校に依拠して設置する計画は書かれているが、この計画の形成経緯、そしてどのような背景において提出されたのかについて説明しなかった。では、なぜ東瀛学堂は台湾公学校に依拠して設立されるのか。

1、持地六三郎の意見

一九〇七（明治四十）年七月九日から、持地学務課長は清国福州、厦門、汕頭、広東及びフィリピンへ出張して、⁽²²⁾同年十一月八日香港で持地の報告書を作成した。報告書において、台湾総督府が籍民教育の責任を担うべく、以下の通りに述べている。

〈前略〉福州領事ノ言フ所ノ如クニシテ、之ヲ訓育シテ将来善良ナル籍民ト為シ日本国民タルノ実ヲ挙ケシムルコトヲ務ムルハ実ニ総督府ノ責務ナリト謂ハサルヘカラス故ニ、既ニ在南清ノ台湾人彼等自身ヨリ其子弟教育問題ヲ提起シ、補助ヲ総督府ニ乞ヘル以上ハ、総督府ハ之ヲ等閑視スルヲ得サルヘキハ当然ナルヘシト信ス、併シナカラ其ノ方法ニ至リテハ果シテ領事ノ提議ノ如ク単ニ任意ノ科目ヲ課シ、不完全ナル日本語ヲ教授スルノミニテハ以テ十分ナル教育ノ効果ヲ収ムルコト能ハス、宜シク其学科課程ヲ台湾公学校ノ学科課程ニ準シ、資格アル教員ヲ以テ教授ノ任ニ当ラシメ、而シテ其卒業生ハ台湾ニ於ケル上級ノ学校ニ入学スルコトヲ得ルヤウ、学科上ノ聯絡ヲ図ルコトヲ必要トス、換言スレハ対岸ニ於ケル台湾人子弟ノ教育ハ恰モ台湾ノ内地ニ於ケル公学校ノ派遣教授ト同性質ノモノタラシムルコトヲ扞要トス⁽²³⁾（句読点筆者）。

前述に述べたように、高橋領事が考えた日本語学校は日本語を中心とし、普通学を加味する学校であり、おそらく明治三十年代清国にある日本語学校、すなわち福州東文学堂、厦門東亜書院などの学校に似ているものという考えであっただろう。しかし、持地学務課長は籍民の教育に対して、南清地方の台湾人と台湾総督府が特殊な関係を有し、籍民は日本人の外国に在るものとして一般視し外務省の処置にのみ満足できないと指摘しながら、高橋領事が提出した日本語学校に対して、「単ニ任意ノ科目ヲ課シ、不完全ナル日本語ヲ教授スルノミニテハ以テ十分ナル教育ノ効果ヲ収ムルコト能ハス」と批判し、同意しなかった。その代わりに、台湾公学校に準ずる学科課程を設け、進学先を台湾の上級学校に設定するなどの籍民学校の教育方法を持地学務課長は提出した。また、教師には、公学校教育に詳しい公学校教師を任命することも提案されている。

2、鹿子木小五郎の意見との比較

中村氏の先行研究は一九〇三（明治三六）年二月鹿子木小五郎が提出した「南清航路視察復命書」（以下鹿子木の視察書）を使って、東瀛会館の計画が「単なる日本語学校の設立に過ぎぬため、むしろこの際、台湾公学校のカリキュラムに則った学校を設け、台湾より公学校教員を派遣して教育することの可否を打診することにし、そのため一九〇七（明治四十）年十月総務局学務課長持地六三郎を福州に派し」と持地学務課長の出張が鹿子木の台湾公学校に準ずる学校の構想に基づいていたと示唆している。⁽²⁴⁾ 鹿子木の視察書はどのような論理を用いて籍民学校を構想したのか。鹿子木出張の目的はおもに兩岸の貿易航路を視察することであるが、福州に滞在する期間において籍民の教育に関わる意見が以下のように述べられている。

彼等其子弟ヲ教育スルカ為ニ学堂ヲ起スノ意アリ。福州領事館モ亦之ヲ懲慝セリ。小官ハ幸ニ我総督府ニ於テ之ニ一臂ノ勞ヲ与ヘラレ、其教員一二名ヲ台湾公学校教師ヨリ撰抜派遣シ、教員ノ教科ヲ官給セラレナハ茲ニ学校ノ設立ヲ見、而シテ其学科ニ至リテハ台民ヲシテ精神的ニ於テ純然タル日本臣民ト為スニ在ルヲ以テ台湾公学校同様ノ教育ヲ授ケ然ル可シト信ス。

このように鹿子木は東瀛会館が設立したい学校に対して、台湾総督府による教師派遣、公学校と同じく学科の設定などを提案した。また、鹿子木の視察書は上述の文章の欄外に「本校ハ福州東文学堂ノ予備校ニ充用スルヲ得シ」と書いた。⁽²⁵⁾ 鹿子木が考えた学校はもちろん一九〇七（明治四十）年高橋領事から提出した「補助請願」における日本語学校とは異なり、持地の報告書における進学先の台湾上級学校とも性質を異にする。具体的にいえば、持地学務課長は高橋領事と打ち合わせる籍民教育の計画は公学校に準ずる課程であるが、公学校に止まるのではなく、進学に関して、台湾の上級の学校に進学すると設定し、福州の台湾人子弟の教育は台湾人が受ける公学校教育と同性質のものであることを示している。

持地の報告書における籍民学校の計画は台湾総督府による南清教育の一大突破といえる。すなわち、籍民教育を架け橋として、植民地ではない南清にも植民地教育を輸出するという意義があり、また、南清の籍民教育は台湾公学校教育の体系に収められたという意味がある。

四、植民地台湾教育の輸出

では、持地の報告書に言及された東瀛学堂へ導入する公学校教育は明治三十年代にどのような程

度に発展していたのか。

周知のように、植民地台湾人向けの中等普通教育は一九一五（大正四）年台湾公立台中高等普通学校の成立から始まり、一九（大正八）年の台湾教育令の発布は台湾人向けの教育制度を確立し、公学校以上の教育機関がこの教育令によって整備された。⁽²⁶⁾ こうして、それ以前の明治三四十年代、台湾教育体系が不完全の状態にあったことはいうまでもない。この不完全な教育体系において、持地の報告書の「台湾ノ上ノ学校ニ入ルノ聯絡」は興味深いと思われる。「台湾ノ上ノ学校」の内実はどうであろうか。

1、台湾における公学校の発展

一八九八（明治三一）年台湾公学校令の発布に基づいて公学校規則が制定された。この規則によって、はじめて植民地台湾教育の性格が定義された。公学校規則第一条に「公学校ハ本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス」とある。⁽²⁷⁾ 「国民性の養成」、「国語の精通」は公学校教育の二大眼目であると示している。

一九〇二（明治三五）年から〇七（明治四十）年にかけて台湾には、〇二年に「土匪掃盪」が一段落し、〇五（明治三八）年財政が完全に独立するに至った。そこから台湾教育は穏やかに発展し、基礎時代と呼ばれた。また、この期間、日露戦争によって日本の地位が上昇し、台湾人の民心に影響を与え、戦争以後、公学校の就学歩合が著しく成長したと観察された。⁽²⁸⁾ この期間の〇四（明治三七）年、台湾公学校規則の改正があり、第一条は「公学校ハ本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」⁽²⁹⁾ に修正されたが、一八九八（明治三一）年公学校規則の趣旨と相変わらず、「国語普及国民性涵養を主眼として初等教育に力を注ぐ」と⁽³⁰⁾ されている。〇七年までの台湾公学校教育をまとめるなら、初等教育を中心にして、「国語」と「国民性」は依然として公学校教育の趣旨であると示している。

公学校の趣旨を使って東瀛学堂の教育を検討すると、公学校教育を用いて台湾籍民を「訓育」するならば、高橋領事の「将来善良ナル籍民ト為シ日本国民タルノ実」を満たすという目標を達成することができる⁽³¹⁾ と考えられる。また、公学校の教科目は「修身、国語、作文、読書、習字、算術、唱歌、体操」という近代教育の教科目を持っていることはむしろ明治三十年代成立した日本語教育を中心にする東亜書院と科挙進学校である東文学堂の課程を越えている。こうして、公学校教育は東瀛学堂へ導入すればふさわしいと考えられる。

2、公学校の上の教育施設

一方、一九〇七（明治四十）年までの台湾の公学校以上の教育はどうであろうか。明治三十年代台湾人向け、公学校以上の学校は、中等教育にみなされた国語学校語学部、あるいは専門教育の国語学校実業部、医学校、農事試験場、嘉義製紙場などによって構成されていた。⁽³²⁾ 言い換えれば、持地の報告書を提出した時点の台湾公学校以上の教育機関は貧しい、不整備、しかも実用性をもった教育以外の教育施設がなかったとうかがえる。とすると、この公学校以上の教育機関は果たして魅力があったのであろうか。

一九〇七（明治四十）年までの植民地台湾教育の発展実情から持地学務課長の籍民教育に対する

計画を検討すると、持地学務課長の起案は植民地台湾の教育体系が円熟してから福州へ植民地台湾教育経験を輸出したとはいえないだろう。そうであるが、明治三十年代後半からの台湾教育は内外環境を整えた上で成長しつつあるという事実に基づいて、後藤新平の台湾教育「無方針」を継承し、漸進同化政策を唱える持地学務課長は自信を持って台湾公学校教育を輸出する時機が来ると考えてもよいだろう。

しかし、持地学務課長は明治三十年代台湾における公学校以上の教育施設が欠乏することを知らないわけではないだろう。持地学務課長はなぜ、東瀛学堂の進学先を台湾の教育施設として計画したのか。この点に対して、報告書には直接の説明がなかったが、持地学務課長は東瀛会館で籍民に説得する際の「台湾以外ニ在ル台湾人ノ子弟ノ教育ハ更ニ顧慮セスト云フカ如キ御主意ニハアラスト信ス同シク台湾人デアレハ同シク善良ナル日本国民トナランコトハ台湾総督ノ期スル所デ子弟ノ教育ニ付テハ固ヨリ其孰ヲ一ニセサルヘカラサル事デアル」という史料からすれば、おそらく台湾の教育施設は整備であるかどうかにかかわらず、一の原則の下で、場所に限らず、籍民を台湾での台湾人と同じく取り扱うという見解によって決めたかもしれない。

福州東瀛学堂の台湾籍民教育が植民地教育体系に入ることは台湾総督府によって支配されることを意味するだけでなく、別の教育体系、いわゆる欧米人学校、日本の清国にある学校などとの差を明らかにする狙いがあったのではないか。

五、福州の領事館官員と地元台湾籍民との交渉

持地学務課長は上述の起案を持って出張して、一九〇七（明治四十）年十月三十日福州に到着した。⁽³⁴⁾出張期間は、「高橋領事ハ漢口ニ転勤セラレ後任領事尚未ダ定マラス、……外省省官吏ノ答フル所ニテハ上席書記生ニ領事官代理ヲ命シアレハ諸般ノ交渉ハ、……領事官代理書記生佐野一郎」と交渉した。持地の報告書における佐野領事代理との交渉要領は以下の通りである。

第一 学科課程ハ台湾公学校ノ学科課程ニ準スルコト

第二 卒業生ノ進テ高等ノ学校ニ入ラントスルモノハ台湾ノ上ノ学校ニ入ルノ連絡ヲ期スルコト

第三 設置、維持一切ノ費用ハ在留台湾人ヨリ醸出スルコト（教員宿舍ヲ含ム）

第四 以上ノ条件ヲ満足スルニ於テハ台湾総督府ハ公学校教諭又ハ囑託一人ヲ派遣シ其俸給ハ総督府ニ於テ支弁スルコト

第五 教員ノ監督ハ福州領事ニ託スルコト⁽³⁵⁾

この交渉要領は福州領事の補助請願における「貴総督府ヨリ聘用教師ノ一人分ノ月給即チ毎月七八十円ノ御補助ヲ相仰度」と答えながら、公学校に準ずる課程・台湾の上の学校へ進学する提案について、佐野「領事官代理ハ斯ノ如ク基礎ノ確實ナル学校ヲ設立スルハ尤希望スル所ナル」とおりに協議が成立した。ただし、経費維持に関して、「台湾人ノ重立タル者ノ意見ヲ徴スルヲ必要」とすると佐野領事代理が述べたので、翌日、東瀛会館において、東瀛会館幹事林寿仁（雑貨商）、李志善（木材商）と黄金流（貿商）など数万圓の資産を有す⁽³⁶⁾在留台湾人を招集して会議が行われた。

福州領事が提出した「人民ヨリハ毎月六十弗ヲ出金スルニ付総督府ヨリ毎月七八十弗ノ補助ヲ与へ」という経費補助に対して、持地学務課長は以下の通りに陳述した。

学校ヲ設立スルトセバ、台湾ニ於ケル公学校同様総督府ハ資格アル教員ヲ派遣シ其俸給ハ総督府ニ於テ支弁スル、代リニ学校維持ノ経費ハ人民ニ於ケ負担スルノ覚悟ナルヘカラス、現今ニ於テハ毎月六十弗ヲ齎出シ得ヘシト云フガ、将来或ハ維持ノ経費百弗以上ニ及フコトアルヤモ知ルヘカラス、果シテ此経費ヲ負担シ学校ヲ維持スルノ決心アルヤ、是レ予ノ聞カント欲ス⁽³⁷⁾ル。(句読点筆者)

結果は、台湾人幹事等が総督府の主意に賛成し、「経費一切ト必ス支弁スルニ付一日モ速ニ教員ノ派遣」を要求した。

六、東瀛学堂へ教師の派遣

持地の報告書では東瀛学堂への派遣教師は「大稲埕又ハ艋舺公学校教諭又ハ囑託トシテ教員一人ヲ速カニ派遣セシメラレ度候」と計画されている⁽³⁸⁾。ここで注目したいのはなぜ「大稲埕又ハ艋舺公学校教諭」を指定したのかということだ。大稲埕と艋舺公学校の設立背景を見よう。

一九〇七（明治四十）年に改めて名づけた艋舺公学校の前身は一八九六（明治二九）年に設置された「国語学校第二附属学校」であり、大稲埕公学校の前身は「国語伝習所乙科」である。公学校の前身としての「国語伝習所乙科」と普通教育の模範・師範部生徒の實習学校としての「国語学校第二附属学校」はいずれも公学校の以前に設立された歴史が長い学校である⁽³⁹⁾。そして、二校の設置場所から見ると、大稲埕と艋舺は台北にあり、昔から対岸、いわゆる福州・厦門との貿易、商業を取り扱う拠点である。おそらく、この二校の台湾人児童を教えた歴史が長い、しかも福州に滞在する籍民と同じである商人の子弟を教えた経験が豊富なので、福州東瀛学堂の教師をこの二校から選んだと考えられるだろう。

持地学務課長の提案にしたがって、東瀛学堂の校長には台湾総督府国学校第二附属学校の主事を担任した台湾公学校教諭三屋大五郎が任命された⁽⁴⁰⁾。東瀛学堂及び教師に対する規定は以下の通りである。

- (一) 台湾公学校ノ本旨及教則ニ遵ヒ其教科目及教授ノ程度ハ台湾公学校ノ教科目及教授ノ程度ニ依ルコト
- (二) 設置維持教員ノ宿舍其旅費等一切ノ費用ハ在留台湾人ノ負担タルコト
- (三) 教員ノ執務ニ関シ必要ナル注意指導ハ領事ニ於テ之ヲ与ヘラレタキコト
- (四) 教員ノ執務ニ関シ領事ヲ経テ総督府ヘ報告セシムルコト
- (五) 旅費ハ官職相当ノ額ヲ給スルコト⁽⁴¹⁾

三屋校長は一九〇八（明治四一）年三月二五日、台北から出発して、二八日福州に到着し、東瀛会館に滞在して福州東瀛学堂の開校準備を始めた⁽⁴²⁾。同年四月、東瀛学堂を南台河墘街にある東瀛会館内に設立し、「九日始めて授業を開始し、五月三日盛大に開堂を挙げ」⁽⁴³⁾、最初の籍民学校は福州で成立した。

第二節 厦門旭瀛書院の開始

一、台湾総督府の厦門台湾籍民教育に対する見方

持地の報告書には、福州東瀛学堂に対する設立意見があるだけでなく、厦門の籍民教育についても意見が提示されている。持地学務課長の出張は福州領事の請願によって促されたが、学務課内部の討論は福州の籍民教育の必要性と同じく、厦門と汕頭も同様の事情があるべしと考えたゆえに、「民政長官名ヲ以テ三領事ニ対シ在留台湾人職業調并学齡兒童調ヲ照会」する調査に基づいて（表一）、持地は厦門の籍民教育に対して、「在厦門台湾人子弟教育」の意見を提出した。⁽⁴⁴⁾

表一

場所	在住台湾人	在住台湾人学齡兒童 (六一十四才)
福州	三〇三人	七五人
厦門	九八〇人	九〇人

表一によると、福州より、厦門の籍民の方が、学齡兒童であれ、いずれも人数が多いと示している。一九〇八（明治四一）年には「六月中ノ調査ニ係ル台湾籍民ノ数ハ戸数二百四十人口千三百ニシテ之レヲ五ヶ年前ノ戸口ニ比スレバ殆ント二倍ノ増加ナリ」とあり、台湾籍民の著しい成長が見られる。また、汕頭の方について、持地は「汕頭ハ今日尚ホ未タ台湾人子弟教育問題ヲ考慮スヘキ程度ニ發展セス」⁽⁴⁵⁾と観察し、厦門の籍民教育を注目した。

厦門の籍民教育に対して、持地は厦門の籍民とその学齡兒童の人数により「厦門ノ方福州ヨリモ却リテ子弟教育ノ必要ヲ感スヘキカ如シ」と指摘しながら、厦門「領事館ノ意見并台湾人ノ意向如何ヲ視察スルノ必要アル」と認識して、福州の調査が終了した十一月四日に厦門に到着し、在厦門領事瀨川浅之進と籍民教育の問題に関して協商を行った。瀨川領事は籍民教育問題の協商に対して大歓迎の態度を表して、「実ハ領事館ニ於テハ其必要ヲ感シ居ルモ赴任日尚浅リ総督府ニ対シ遠慮シ居リタル次第ナリ」となぜ籍民の教育問題を未だ取り扱っていない理由を述べた。⁽⁴⁷⁾

二、一九〇七年（明治四十）年まで厦門の台湾籍民教育

1、瀨川領事の観察

瀨川領事は一九〇七（明治四十）年厦門籍民の日本語教育の実情を以下のように述べた。

去ル四月本官着任一ヶ月以前ニ当地台湾人ハ台湾公会ナルモノヲ設立シアリ、本官ノ任ニ蒞ムヤ其役員ニ論シ、漸次台湾人全部ヲ網羅セヨ、然ル上ハ領事館ノ之ニ与フル保護モ亦厚カルヘシ、且汝等台湾人ト云フト雖日本語ヲ知ラスシテハ日本国民タルノ実アリト謂フヘカラス、近クハ来ル四十五年ノ博覽会ニ往観スルモ日本語ニ知ラサレハ万事ニ不便ナリ、宜シク日本語ヲ修ムヘシト告ケタルニ、彼等ハ直チニ国語研究会ナルモノヲ設ケ毎夜開会シツツアリテ、入学者ハ壮年ヨリ少年マテヲ包含シツツアリ、尚進ンテ福州ノ如ク学齡兒童ノ正式学校ヲ設立セシ

メコトハ希望スル所ナルモ、台湾人ヲシテ此点マデ進マシムルニハ尚マタ少ノ時日ヲ要ス⁽⁴⁸⁾（句読点筆者）。

この文章は台湾公会において日本語教育が始まったことを示すものである。では、この文章で述べられた台湾公会はどのような団体であったのか。そして台湾公会によって行われた日本語教育の内実はどうだったのであろうか。

台湾公会は、東瀛会館の発起と異なり、一九〇六（明治三九）年九月籍民施範其、殷雪圃などによって発起されたのと同時に厦門領事館に出願したものである。ただし、すぐに設立が受け入れられず、翌年五月の章程の修正を経て、浅川領事の承認を得た上で、職員と会員を募集して、「本会は在厦門帝国領事館内に在留する台湾居留民を以て組織す」とされ台湾公会が成立した。こういう事情があったので、台湾公会から発行した刊行物は公会の成立時間に〇六年と記載されているが、瀬川領事は台湾公会の承認時間は〇七（明治四十）年五月を台湾公会の成立時間にした。なお、「時時相会して商業上諸般の協議をなし或は籍民及び籍民と清人間の訴訟事件に於ける和解調停の勞と執り又月に二回領事及び館員の出席を請ひ以て官民間の融和を計りつつあり」という機能は東瀛会館と同じであると考えられる。⁽⁴⁹⁾

一九〇七（明治四十）年九月、瀬川領事は厦門在留台湾籍民の実況という調査書において、以下のように台湾籍民の内実を述べた。

当地若シクハ其附近地方ニ於テ祖先伝来ノ家産ヲ有シ、一時台湾ニ寄留中適々日本国籍ヲ得有シタルモノナルカ故ニ取りモ直サズ、彼等カ当地方ニ於テ居住セルハ即チ台湾ナル寄留地ヨリ清国ナル原籍地ニ歸リタルト同様ノ有様ニシテ、名ハ台湾籍民ト称スルモ其実一タヒ台湾ヲ去リタル后ハ最早台湾ニハ何等關係ヲ有スル者ニアラズシテ、子々孫々清国ニ在住セント欲スルモノニアラサルハナシ、唯当地ニ在リテ商業ヲ営ムニ当リ、台湾籍民トナリ居ルトキハ之ヨリ生スル所ノ利益少カラサルヲ以テ、何時マテモ籍民ノ名義ヲ存シテ永久的ニ清国地方官ノ干涉ヲ免ント欲スルモノナリ。（句読点筆者）

そのため、厦門の台湾籍民は次の三種類、「一 台湾ニ不動産若クハ其家族ヲ有シ商用其他ノ為メ一時当地ニ在留セルモノ」、「二 台湾ニハ家族若クハ不動産ヲ有セスシテ一家族拳ケテ当地ニ居住セルモノ」と「三 台湾ニ本籍ヲ有セスシテ不正手段ニヨリ取得シ若クハ買収シタル旅券ヲ以テ当館ニ登録セルモノ」⁽⁵⁰⁾に分けられた。

また、台湾公会の中の籍民の日本語能力については、一九二六（大正十五）年九月厦門領事井上庚二郎の報告書において以下の観察記録がある。

公会ノ元老及有力者ニハ前述厦門籍民少ナカラス蓋シ既述ノ通り彼等ハ地方ノ資産家ニシテ当市経済界並政治界ニ雄飛シ居リタ者多ケレハ也、而シテ彼等ハ原来台湾トノ縁故深カラス、台湾及日本ノ事情ニ精通セス、以是公会議事ハ常ニ厦門語即台湾語ニテ行ハレ、領事館ノ出席アル場合通訳ノ為日本語ヲ使用スル外、日本語ハ全ク用キラレス、議場ノ整理議事ノ進行等着々トシテ改善ニ向ヒツアルモ、一言ニシテ之ヲ評スレハ今尚幼稚ノ域ヲ脱セス⁽⁵¹⁾。

ここで言及した台湾公会の元老は岡本要八郎、阮順永、施範其、曾厚坤を指している。旭瀛書院の岡本校長以外の三人は籍民である。施範其は彰化鹿港出身、一八九九（明治三二）年鹿港弁務署参事、一九〇一（明治三四）年彰化銀行が成立した際の実務役員であり、一九〇七年厦門に渡り、日華

植民合資会社支店・南国公司事務を担当し、台湾銀行買弁として初任の台湾公会会長を担当した。⁽⁵³⁾ また、阮順永は台北順記行を経営し、一九一七（大正六）年台湾公会会長であり、⁽⁵⁴⁾ 曾厚坤は坤記行を経営し、一九一四（大正三）年台湾公会会長である。⁽⁵⁵⁾ この三人元老は籍民として台湾と廈門の間に商売を営んでいたことから見れば、井上領事の言葉における「台湾トノ縁故深カラス」とはいえないだろう。ここで興味深いのは日本語の使用問題である。上述の三人は共に明治期台湾公会が成立して以来、台湾公会の役員であり、そして、二六年に至っても依然として台湾語を使っており、領事が会議に出席すれば通訳を頼らなければならない。二六年でさえ日本語が通じない状態から考えると、瀬川領事時代の国語研究会による日本語教育の成果が想像できるだろう。

とにかく、一九〇七（明治四十）年の国語研究会は台湾公会の日本語教育が早く始まったと示している。また、外務省書記生岩村成允の調査には「泉州、漳州ヨリ帰化シタル台湾籍民ハ、合シテ一団ヲナセルニ反シ、福州ヨリ帰化シタルモノハ孤立セル観アリ」と書かれており、⁽⁵⁶⁾ 廈門の籍民の集結力が強いので、国語研究会の存在は、瀬川領事の考えにおける福州と同じような籍民学校を作ることの妨げているようである。こうして、廈門の籍民は日本語を使えず、日本国民たる自覚がなかったという問題がありながら、瀬川領事は国語研究会の日本語教育が不足であると感じても、学校の設立が未だ成立の時機に至らないと指摘した。

2、持地学務課長の視察

国語研究会の日本語教育の実情を聞き取るために、持地学務課長は瀬川領事と共に台湾公会を視察した。持地学務課長の観察結果は以下の通りである。

台湾公会ハ廈門ノ元東亜書院跡ニ在リテ、其執務ノ体裁恰モ台湾ニ於ケル街庄役場ノ如ク一種ノ民事調停ヲ行ヒ居レリ、彰化庁參事施範其会長タリ奥村^{ウツムラ}章次郎氏顧問タリ、幹事ニ山崎長之助ナルモノヲ使用セリ、台湾公会内ニ国語研究会アリ国語学校卒業生潘濟清ナル者教師タリ、現下ノ出席者毎夜五十五六名アリト云フ、尚研究会ノ組織等ト別紙会長施範其ノ提出シタル書類ニ詳ナリ、国語研究会ハ名ノ如ク国語ノ研究会ニシテ学校ノ体裁ヲ為スモノニ非ス、領事ハ漸次台湾人ヲシテ学齡兒童ノ正式学校ヲ開カシムルニ務ムヘキモ差当リ、国語研究会ニ総督府ヨリ多少ノ補助ヲ乞ヒ度旨述ヘ居タリ、正式ノ学校ニアラサルカ故ニ福州ノ如ク教員ヲ派遣スルノ必要ナキモ、或ハ学租ノ經常予算内ニ於ケ多少ノ補助ヲ与ヘラレナバ斯道奨励ノ上ニ於テ頗フル便宜ヲ得ヘシト思考ス⁽⁵⁷⁾（句読点筆者）。

持地課長が現地調査した結果はなぜ籍民学校を設立する時機が到来していないのかについて説明しなかったが、現状を動けない意向を示している。また、持地課長は国語研究会の運営現状によって、台湾総督府から正式の学校でない国語研究会への教師派遣は不適切であることが指摘されたが、学租から多少の経費を補助する提案は持地の廈門の日本語教育に対する意見になった。

3、国語研究会の日本語教育

では、国語研究会はどのように日本語教育を行っていたのか。台湾公会会長施範其は当時の国語研究会を以下のように紹介した。

一 国語研究会ハ台湾公会有志ノ賛助ヲ以テ組織ヲナシタルモノニ候

- 一 本公会ノ有志ニシテ最初賛成金ヲ以テ寄贈セラレタルモノハ別紙ノ通りニ候
- 一 国語研究会ハ速成ヲ必要ナリト認メ十六歳以上ノ男子ヲ收容スルコトニ定メ候
- 一 教習其他役員ハ何レモ名誉職トシ別紙ニ通りニ候
- 一 国語研究会ハ台湾公会ノ一部ニ設ケ教場ノ都合上四十名ヲ收容スルコトニ定メタリシモ開
会以来積々申込者アリ目下在學生五十六名ニ達シ若シ教場ノ許スアラバ益々入学希望者有
之候
- 一 教授時間ハ午後六時ヨリ全八時迄トス
- 一 教授法方ハ最初日用語ノ必用ヲ感ジ目下大略口授ノ法方ヲ採リ居リシモ漸次教科書ヲ応用
セシムル見込ミニ候
- 一 国語研究ハ速成ヲ旨トシ満一ケ年ニ終了スルコトニ定メ候
- 一 学生小試験ハ四ケ月毎ニ執行致シ候
- 一 学生ニハ毎月考試及定期試験ニ得点者ニハ賞譽ヲ与フルコトニ候
- 一 学生ノ月謝ハ一ケ月八十拾錢トシ毎月前納セシメ候
- 一 研究会費用ハ月謝及有志者ノ賛助ニ拠テ支弁スルモノニ候
- 一 右費用トシテハ薪炭油及掃除費等ヲ支払ニ尚ホ剰余アル場合ニハ役員ノ協議及領事官ノ認
定ヲ経テ職員ニ報酬スルコトアルベシ
- 一 目下收容シアル日々出席学生姓名及年齢ハ別紙之通り候

また、「国語研究会会員募集序」において、課程は「普通教語」、「専門算法」、「国語問答会話」があり、募集の対象は「居厦籍民」、しかも台湾公会会員関係者⁽⁵⁸⁾である。この募集序と上述の文章を合わせて検討すると、国語研究会の日本語教育は自力、速成、実用、十六歳以上台湾公会会員関係ある籍民男子、夜学⁽⁵⁹⁾などの特徴を挙げることができる。

さらに、台湾公会が提供した名簿によると、五十六名の学生全員のうち、学生、あるいは書いていないものを合わせた七名（太字）以外、国語研究会の学生は殆ど商業取り扱いと関係がある職業を持つ成年男子である。（表二）台湾公会会長兼国語研究会会長施範其は経費の現実に基づいて、「他日台湾公学校ノ組織ノ如ク学齡生徒ノ入学ヲ許スアラバ籍民子弟ハ非常ナル便宜ヲ感ジ候事ト存候得共今日費用ノ許サザル場合ニヨリ単ニ応急国語研究会ノ設備ヲナセシ迄ニ御座候也」となぜこの時点で台湾公学校のような学校が設立できない理由によると、一九〇七（明治四十）年の台湾籍民にとって、籍民学校、あるいは国語研究会の日本語教育がどれほど重要であったかが読み取られる。言い換えれば、国語研究会が提供した速成、実用、夜学の日本語教育は籍民の必要に応じたものであったと考えられる。そして、学生の年齢、職業を持つことなどの背景から、籍民は廈門と台湾の間の頻繁な商業取引によって日本語を習得することが緊要であったと示している。しかし、籍民にとって、帝国臣民になるかどうかにもかかわらず、必要なのは速成の日本語教育である。この速成の日本語教育は持地の意見書における台湾公学校の普通教育と大きな落差が見られる。

台湾総督府学務課は籍民と学齡子弟の人数から、福州より廈門の学齡子弟の教育が緊迫であると評価したが、台湾公会会長の意見、時期尚早であると判断した瀬川領事と現状のままに維持するという持地の意見を合わせてみると、この時期の台湾公会における日本語教育が籍民によって主導され、台湾総督府、あるいは駐在領事は台湾公会に対して完全的な支配力を行使できていなかったと

表二

職場	年齢 (才)	氏名	職場	年齢	氏名
芳記洋行	二四	黄闊	泰興行	三五	陳懋九
建源号洋行	二二	黄貂鼠		三十	王建城
成美号	四二	劉文通	得利昌記	二二	章曜西
太生儀洋行	二十	黄純南	台湾銀行	三三	施範其
同文書院生徒 陳友恒三子	十六	陳道珪	宝蔵行	三一	李宝蔵
金恒升行	三三	黄禹庭	利源公司	三一	林景植
振昌行	二二	林学典	利源公司	三一	陳開慶
怡記行	二十	倪月湖	郵政局	二四	紀秋波
大坂行	二一	林田玉	華利行	二二	吳照明
新記行	十九	莊玉祥	利濟典舖	二四	吳維松
麒麟行	三三	莊瑞麟	長發行	十六	陳克復
殖民洋行	二三	施能修	炳南榮記	三二	洪万宝
玉記号		簡種玉	林景植之弟	四十	林景方
台湾銀行	二十	施呈祥		二四	張毓秀
殖民洋行	二三	李雪舫	裕記德源	三十	曾則璣
学生	十九	陳逸生	銀信局	二五	葉清超
興記行	二二	林万仁	全	十九	葉清榮
学生	二一	陳鏡濤	金記行	十六	劉瀛洲
学生	十六	陳照藜	興記行	四十	林元淑
坤記行	二三	曾厚坤	益記行	三六	王碧若
興記行	二十	林濟川	和泰行	四六	倪璧如
億昌行	二十	林舫甫	全泰行	四三	洪耀南
德利華記	二九	章亦朋	林公館	三一	葛蘭生
得利華記	二一	林煥南	郵政局	二七	陳太乙
振裕号	二五	鄭漢	振昌行	二二	邱敬三
得利昌記	二四	章瀛洲	鴻記行	二七	邱魁槐
殖民洋行	二九	施朋堃	台湾公会書記	三一	鄭季濤
大坂行	十六	林景裕		十六	甘步雲

うかがえる。台湾総督府は南清へ植民地教育を輸出する際、台湾籍民の日本語教育に対する見方は籍民学校が成し遂げるかどうかにおいて、キーポイントの役割を演じている。

三、旭瀛書院の成立

1、台湾公学校に則る学校の決定

一九〇九（明治四二）年十月、厦門籍民の子弟向けの教育機関を設置する必要が認められ、台湾

公会の事業として、台湾公会は台湾公学校の制度に準拠し設置する意見を領事に請願した。さらに、一〇（明治四三）年一月、台湾総督府は森安三郎領事代理の教員派遣という依頼を受けて、同年五月三十日台湾公学校教諭を派遣し、六月二六日旭瀛書院が成立し、八月二四日授業を開始した。⁽⁶¹⁾旭瀛書院の設立を巡る交渉は以下のようである。

当地在留ノ台湾籍民ニ於テハ先年来福州ノ東瀛学堂ニ準スル小学堂ノ設備ヲ希望シ其費用ノ負担ヲモ甘諾スルノ意向ヲ示シタルニ際シ、前任森領事代理ハ昨年渡台ニ当リ総督府学務当局ニ交渉シ厦門ニ於テ台湾公学校ニ則ル学堂ノ設備ヲ見度ニ付テハ経験名望アル教員ノ派遣ヲ求め得可キヤヲ課リタルニ総督府ハ之ヲ甘諾スルト全時ニ福州ニ全様教員ヲ派遣シタル。⁽⁶²⁾

この文章は福州東瀛学堂の例に従う旭瀛書院の成立、森領事代理と台湾総督府の相談について述べたが、台湾公会の態度がこの史料からは読み取れない。台湾公会が旭瀛書院を設立する必要があると認めて、菊池領事に請願した転機は何であったのだろうか。

2、台湾公会の統合

『旭瀛書院要覧』の「沿革」において、台湾公会の名義で台湾公学校に準拠する学堂の設立を森領事代理に請願したのは一九〇九（明治四二）年十月のことである。また、同時に請願書において台湾公会会長莊有才をはじめ、二十五名の会員が署名した。⁽⁶³⁾「沿革」だけからみれば、旭瀛書院の成立は台湾公会の支援を得て順調に進んでいたようだ。

しかし、一九〇九（明治四二）年十一月十日、厦門領事が台湾公会において、熱心に日本語学校の設立を尽力したことに対し、厦門紳商は冷淡な態度をとっているのので、『台湾日々新報』が有力者紳商の学校賛助を呼びかけたという「学校未立」の報道があった。⁽⁶⁴⁾また、同年十二月十九日同報において、旭瀛書院はなぜぐずぐずと成立を遅らせるのかの理由に関する記事が掲載された。この記事は、籍民が籍民学校に対して持地学務課長と同じ見方を持っていなかったと指摘しながら、森領事が再び台湾公会会長莊有才に厦門の学齢児童調査を催促したと対比する台湾公会が引き延ばしている態度を強く批判した。⁽⁶⁵⁾そして、一〇（明治四三）年二月、厦門の学齢児童調査が提出されて、同年旧暦正月に開院すると推定した記事は掲載されたが、なかなか開院に至らなかった。また、ほぼ同時期の台湾公会に関する報道は殆ど内部の派閥闘争に関するばかりである。⁽⁶⁶⁾

一九一〇（明治四三）年三月十五日新しい在厦門領事菊池義郎が着任してから、旭瀛書院の設立に関する情勢は変化し始めた。「沿革」によれば、一〇年四月二九日の選挙において、公会会長でない周子文が旭瀛学堂学務委員長に選出されて、五月に至るまで有志者は旭瀛書院の経費負担を承諾した。⁽⁶⁹⁾周子文が学務委員長に選出されたが、商人として学務の門外漢だと『台湾教育雑誌』に批判された。⁽⁷⁰⁾また、七月二九日『台湾日々新報』は厦門の事情に関してまとめた記事において、台湾公会の「菊池領事の臨場を請ひて臨時會議を開き、会長以下副会長議員等の改選を改訂、且つ諸般の規則改訂を為したため、正副会長は領事の指名に由りて、周子文及び黃尔学と決定（句読点筆者）」という文章を掲載した。この二つの史料から、台湾公会はそこから領事の支配の下に入っただけでなく、公会内部に旭瀛書院の協力者も得たと思われる。おそらくこの理由で、隈本繁吉は台湾公会の沿革を述べる史料「明治三十九年九月ノ創立ニ係リ厦門領事館管轄内台湾籍民中ノ有志ヲ以テ会員トシ役員ニ会、副会長、監査役、顧問、議員、幹事、書記等ヲ置キ教育、衛生代書調停、⁽⁷¹⁾

救恤、其ノ他ノ共同事務ヲ処理ス会長ハ周子文、曾厚坤ヲ経テ⁽⁷²⁾」において、莊有才はもちろん、創立した初任会長の施範其もあげず、一〇年以後、領事に指名された周子文、曾厚坤を会長にした。

また、七月二九日記事の後半には旭瀛書院の開院準備が述べられた。

台湾の公学校に倣へる籍民の小学堂は既に校舎の修築、器物の調製等其他一切の準備略ぼ完成したる由にて、其名を旭瀛書院と命名し、愈々来る七月一日（農曆）開校式を挙ぐる事となり、目下生徒の募集中なるが校長兼教員として曩に総督府より選抜派遣せられたる小竹徳吉氏も兩三日前に同校の所在地なる厦門桂洲堆の宿舎に引移り日夜孜孜として開校の準備を急ぎつつあり⁽⁷³⁾（後略）。

一九〇〇（明治三三）年成立した東亜書院は既に閉院していたので、同校の学校用品、器具器械、図書標本など設備を旭瀛学堂に寄付した⁽⁷⁴⁾。旭瀛書院の成立は万事が揃っており、開院を迎える段階にあった。

3、教師の採用

教師の派遣については、前述に述べたように、福州東瀛学堂と同じく、経験名望ある教員の派遣が願われた。台湾公学校教諭小竹徳吉は三屋大五郎のように大稲埕公学校の経歴を持ち、厦門へ出張し、八月から台湾公会の顧問になり、初代旭瀛書院長に就任した⁽⁷⁵⁾。小竹院長以外は、厦門で漢文教習許文彬⁽⁷⁶⁾を招聘した。しかし、隈本の「対岸籍民学校情況」の報告書では、旭瀛書院の教師として小竹しか挙げられていない。成立した旭瀛書院の教師はどうであったのだろうか。

一九一〇（明治四三）年九月『台湾日々新報』において、旭瀛書院の開校式に関する報道があった。報道には、八月二四日の始業式当日、なぜ菊池領事以外の来客が僅か五、六名しか参観に来ていなかったのかということに対し、生徒が未だ礼儀を学んでいないため、生徒が礼儀作法に慣れた一、二ヶ月後、改めて地方官、仕紳、学界、商会を招くという小竹院長の慎重な考えがあったことを引用し、一方では、学力不足の商人子弟を漢文教諭として招聘したことを批判した⁽⁷⁷⁾。ただし、翌日の『台湾日々新報』は校正記事で始業式を改めて報道した。この報道において、漢文教諭に対する批判は一切削除された⁽⁷⁸⁾。漢文教諭に対する批判と小竹院長に対する評価をあわせて検討すれば、やはり台湾公会と台湾総督府との旭瀛書院に対する態度は異なると言えるだろう。

結局、八月二四日、旭瀛書院の始業式が開かれたが、同年十一月五日、旭瀛書院の開院式を挙行し、生徒代表は日本語と官話で答辞を述べたと生徒の日本語成果を現した⁽⁷⁹⁾。「東亜書院ト其ノ出発点ヲ異ニスル」旭瀛書院の成立は在厦門領事が台湾公会を統合した結果であるといえる。

第三節 汕頭東瀛学校の台湾籍民教育

一九一五（大正四）年、汕頭領事代理河西信より台湾総督府に教師派遣を稟請した件においては、「貴府公学校ノ課程ヲ準シ学校ヲ設立セシムルニ相定メ……福州東瀛学校並ニ厦門旭瀛書院ノ例ニ依リ右学校ニ対シ貴府ヨリ公学校教諭一名御派遣相成候様希望致候」とあり⁽⁸¹⁾、厦門、福州と同じく、汕頭において籍民学校が設立されたことが分かる。また、ほぼ同じ時期、台湾総督府学務部長隈本繁吉⁽⁸²⁾は以下の通りに籍民学校を位置づけた。

台湾と関係深き南支沿岸所在の籍民乃至関係支那人の爲めに教育機関を整備することは、内は全島民心の帰嚮を鞏固にするに足り、外は日支親善の根本に培ふものにして意義重大なるものあるに鑑みに、大正元年末南支一帯を視察して帰府したる予は、既に端緒を開きける厦門及福州に於ける学校の拡張と、汕頭に於ける学校新設との急要なるを献策したり、幸にして漸次その実現を見るに至りしことは、今尚会心の事業として忘るる能はざるものあり⁽⁸³⁾。

ここで二つの疑問が生じる。まず、隈本学務部長の見方における籍民学校の趣旨は持地の報告書における籍民向けの学校という初志と異なっているという点である。また、華南にある籍民学校は「全島民心の帰嚮」、「日支親善」とどのような関係があるのだろうか。以降では、隈本学務部長の文章に依拠して、汕頭東瀛学校がどのような背景において設立されたかについて検討したい。

一、明治末期・大正初期の台湾

1、台湾への清国の影響

清国の台湾に対する影響について、持地学務課長は北埔事変の例をあげて、「機会に投げ謡言を放ちて擾乱を企て、未然に防止せられたるの事例一再にして止まらず、甚しきに至りては隘勇爆發して老幼男女の區別なく所在の日本人を虐殺したる北埔事変の如き尚世人の耳目に新なるものあり⁽⁸⁴⁾」と指摘した。また、台湾統治の立場で清国に対して取るべき態度について、持地学務課長は以下のような意見を述べている。

台湾統治に方りては常に支那に於ける動静消長に留意し施為する所あらん事は最緊切の事に属す、台湾に於ける日本人が其根拠を本国に有するが如く台湾土人は其根拠を漳泉福惠地方に有せり、……支那の関係を離れ台湾土人を孤立視して以て台湾統治を完ふせんことは未だ俄かに其可なるを見ざるなり⁽⁸⁵⁾。

持地学務課長は兪玉台湾総督の対岸観を継承し、南清を併せて台湾統治を計るつもりだったと見られる。

一方、台湾の学校においても清国の風習が影響を与えていた。一九一一年（明治四十四）年に台湾に着任したばかりの隈本学務部長が、台湾の中南部を視察した時、「当時ノ台湾ハ改隸後既二十六年ニ及ヘルモ民度人文未見ルヘクモノアラス、支那式色彩濃厚ニシテ公学校児童ハ勿論、中等教育機関トシテ当時僅カニ存在シタル国語学校、医学校、農事試験場講習所生徒ノ如キ亦ソノ過半ハ弁髪ヲ戴ケリ⁽⁸⁶⁾」とした観察によると、当時、台湾人生徒向けの各級学校には清朝の影響が残存しており、「人文」がまた開明していない様子であった。また、その視察には、清国時代から植民地時代に存続している民間の教育機関である書房を含んでいた。書房に対して、隈本学務部長は「三字経孝経四書五経ノ類ノ如キ従前ノ慣例ニ依レモノノ外、特ニ総督ニ於テ指定シタルモノヲ採用セシムル規定ニ候処、近来清国ニ於テ編纂出版セラレタル幾多ノ教科書類漸次対岸ヨリ輸入セラレ、書房義塾其他私立学校等ニ於テ其ノ使用範囲漸次拡マリツツアル如キ傾向ヲ呈シ居リ候⁽⁸⁷⁾」と教科書の対岸輸入を述べながら、「清国ニテ編纂出版シタル教科書例ヘハ初等小学国文教科書、初等小学修身教科書、初等小学中国歴史教科書及初等小学地理教科書ノ如キモノ又ハ幼学群芳ヲ改訂増補シタル幼学瓊林ノ如キモノ」などの教科書を採用していたので、隈本学務部長は「此等ハ清国本位ヲ以テ編セラレタルモノニシテ生徒ノ使用スル教科書トシテハ不穩当ノモノ⁽⁸⁸⁾」と批判した。隈本学務部長の書

房視察によれば、一九一一年（明治四四）年に至っても、台湾における清国の影響は消えず、逆に強化される傾向が見られている。

清国教科書採用の問題に即し、隈本はさらに台湾総督府へ以下の教科書編修案を提出した。

書房ノ教科書ニ関シテハ従来ノ慣例ニヨルモノハ之ヲ寛容シアリト雖、総督府治下ノ教科書トシテハ適当ナリト云フベカラス、且ツ近来書房及ヒ坊間用読物トシテ清国本位ノ編纂物多ク、対岸ヨリ輸入セラレ広ク流布セル状況ニ有之、此ノ際此等ニ代ルヘキ漢文読物ヲ編纂スルハ必要ノ事ト認メラレ候ニ付イテハ、先ツ我帝国ヲ本位トセル三字経(89)体ノ書籍ヲ編纂シテ、一ハ書房ノ教科書ニ充テ、一ハ広ク坊間ニ利用セシムル様致度候（句説点筆者）。

書房の内実が清国伝統的な塾であったが、清国の「害毒」を一掃するために従来許された三字経の教科書でも日本本位の教科書を編修して清国教科書を置き換えるという方法が提出された。

2、清末の政治変動の台湾人への影響

清末の南清において、革命動乱は盛り上がりつつあり、時々刻々と変化して異なる風景を呈していた。この変化は台湾総督府による台湾籍民学校にも影響が及んだ。旭瀛書院に関する報告書において、一九一一年（明治四四）年三月一日旭瀛書院の入学式に男児生徒三十二名のなかの二十一名が断髪し、十一月六日書院は革命によって人心が動揺していたため臨時休業した際に全ての児童が断髪したと記録された。(90)

さらに革命の影響は、厦門にある台湾籍民だけでなく、台湾人へもすぐに届いた。まもなく、台湾は辛亥革命の影響で、清朝の影響が一掃されることになる。隈本学務部長は、台湾人が一旦革命に影響されると弁髪纏足をやめるという現象に対して、「彼等ノ胸裡ニ潜在セル母国即対岸支那カ革命後急ニ励行シタル断髪纏足ノ影響多キ(91)」ことを指摘した。この辛亥革命に伴う情勢の激変、民国初期の動乱において、隈本学務部長は、台湾人の「外ハ支那革命新ニ成リ其ノ中堅タル南清一帯ノ意気頓ニ振ヘルニ伴ヒ、島民ノ心理ハ一種ノ変調ヲ来セリ」と明治末期、大正初期台湾人の揺れ動く心情を記述した。(92)この表徴は汕頭領事が述べた「領台以後台湾に於て惹起したる事変の如きも対岸支那より与へたる影響亦尠からざるは明なる事実(93)」と同じく、強い繋がりには存在しており、一旦清国に大変動があれば、台湾はこれによって連動されたと示している。

3、台湾島内の教育問題——「共学」と「対岸」留学

一方、台湾は清国末期以来の変動による連動も台湾島内の教育問題を結合した。日台「共学禁止」と中等以上学校の欠如の上に台湾人の「対岸」留学問題は一層深刻になった。隈本学務部長は「共学」に対して以下の記録があった。

爾時台中林猷堂ヨリ台湾人子弟ノ教育ニ関シ種種陳情アリ、特ニ台湾ノ富豪郷紳ノ子弟カ彼等ノ使役セル阜隸ノ子弟ト公学校ニ共学セルヲ忍フ能ハス、為メニ止ムヲ得ス子弟ヲ内地ニ留学セシムルノ窮情ナルニ由リ、一日モ早ク台湾ニ於テ内地人小学校ニ共学スルノ便ヲ開カレタシト弁説セリ、……此故ニ郷紳ト一般民乃至くうりいノ徒ト階級的の差別ノ甚シキモ偶然ニアラス、前記林猷堂カ小学校ヘノ共学ヲ希望スル事由ノ如クモ、今日ヨリシテ之ヲ考フレハ頗ル不可解ノ観アルモ、明治四十年以前ノ我国情ニ対照セハ思半ニ過クルモノアリ。(94)

この台湾人向け教育機関が不完全で、そして程度が低かった事実によって、台湾郷紳が出した内地人との共学希望に、「少クモ郷紳乃至有識階級ニ在リテハ、くうりい階級トノ差別ヲ希フト共ニ陰ニ陽ニ内地人トノ差別教育ニ対シ不満ノ意ヲ漏スノ実情ナキニアラス。」⁽⁹⁵⁾と隈本学務部長は台湾郷紳の不満を意識した。

島内の教育向上だけでなく、台湾人の「対岸」留学は台湾総督府の悩みとなった。教育を求める台湾人は「爾来法規ノママニ共学ノ禁止セラレ、強テ内地人同様ノ教育ヲ希望スル向ハ内地留学カ対岸留学カノ外ナク、為メニ逐年内地留学者ノ数増加シ行クノ実情ナリキ」という留学の方法で植民教育の欠乏に対応していたとわかる。とくに「対岸」留学に対して、隈本学務部長は「更ニヨリ忌ムヘキ非国家的情操ヲ懐クニ至ルヘシ」という観点から帝国以外での教育に対する警戒感を持っていた。⁽⁹⁷⁾

帝国管轄範囲外の「対岸留学」者、華南において中国式教育を受ける台湾籍民については、植民地統治を行う当局にとって、行政権がなく、自らの力が及ばないため、不安感が常に存在していた。この「対岸」に対する不安を解決するために、一方、華南に駐在する領事からの稟請に基づいて、「帝国臣民」を養成するために台湾総督府は華南に教師を派遣し、台湾籍民学校を設立した。さらに、台湾人の進学要望に応じて、台湾人中学校設立を巡る議論が始まった。これらの対策は華南地方を通じて中国の影響が台湾人・籍民へと波及することへの警戒感に基づいて採られたものと思われる。

清国・民国の台湾への影響に対して取るべき態度はまさに中村宏の台湾人に対する観察である、「台湾ノ統治ハ難事ナリ、其最モ難シトスルハ母国ニ遠クシテ、被割讓国ニ近キニアリ、支那民族ノ一部ノ分割タルカ故ナリ、而シテ偶々難シトスル所以ハ実ニ又極力之カ教化訓育ヲ必要トスル所以ヲ示セルモノニ外ナラス」⁽⁹⁸⁾の通りである。台湾人が中国から深い影響を受けたが、隈本学務部長は清末以来の動乱が台湾人に対する悪影響を防ぐために、台湾島内の書房教科書編纂、台湾人向け中等教育の検討だけでなく、対岸にいる籍民に対しても台湾総督府の管理範囲に収めるという積極的な見方を持っていたと思われる。

二、明治末期、大正初期台湾総督府による南進の台湾籍民学校

一方、台湾総督府による南進は日露戦争以後、第一世界大戦の勃発によりヨーロッパ諸国が中国から撤退したことが日本の海外進出に好機を与えたという日本の「南方進出熱」期が到来していた。その経緯は中村孝志の先行研究に明らかにされている。「南方進出熱」において、台湾籍民学校の位置はどうであろうか。

前述の通りに、持地の報告書は台湾籍民・学齢児童の人数によって籍民学校の設立意見を提出して、福州と廈門で台湾籍民学校が設立したが、台湾総督府の視点から見る籍民学校の位置は単なる「本島籍民ノ子弟ニ対シ教育ヲ施シ忠良ナル日本国民タラシメ」という台湾人を日本国民化するに
あるだけでなく、また「且ツ彼等ヲ介シテ帝国ノ海外発展ノ基礎ヲ固ムルコトハ帝国国運ノ進展上極メテ須要事タルノミナラズ本島統治上ニモ好影響ヲ齎ラスモノアルベキヲ以テ」⁽⁹⁹⁾と南進、すなわち帝国の発展という地位で籍民教育の目的を拡大する見方と示している。同じ視点も駐在領事館の籍民学校に対する定義に示されている。⁽¹⁰⁰⁾ 上述をまとめると、明治期から台湾総督府による南進の策

略は相変わらず、教育施設を通して日本の影響力を拡大する方法が依然として行われていたことがわかる。

具体的な実績は各籍民学校の生徒募集の結果から見られる。早くても、一九一二（明治四五）年福州東瀛学堂は隈本学務部長の日誌において、「福州・厦門問題ハ対外関係書類ト共ニ別ニ協議ノ筈、……福州ニ訓導ヲ要スルヤ否ヤ、生徒ノ多数ハ支那人ナリ⁽¹⁰¹⁾」と書かれ、生徒の清国人がより多くなったので、単純に台湾籍民を教育する学校に見出すことができないだろう。また、汕頭領事の東瀛学校に関する報告書は「台湾総督府出資ニテ名義上日本居留民会ノ経営ニ係ル当地東瀛学校ハ専ラ支那人子弟ヲ教育スル台湾公学校程度ノ教育機関ナル処⁽¹⁰²⁾」によって、籍民学校は専ら中国人を教育する学校と認められた。そして、籍民学校の生徒募集条件は、籍民を対象とするという前提が述べられたが、「各校の開始せらるるや台湾籍民の親族縁故の支那人、其他一般の支那人子弟の入学を請願するもの尠からず、之等の子弟を入学せしむる事は日支親善を企図する上に於ても必要と認め施設上妨なき限り其の入学を許容する事になれり⁽¹⁰³⁾」と日中親善の力になったので、中国人が籍民学校に入学することを歓迎した。

籍民学校の中国人入学だけでなく、中国人の台湾への留学も計画された。「対岸支那人子弟ヲシテ来リテ我ノ教化ヲ仰カシメンガ為メ積極的ニ諸種ノ教育機関ヲ設営ヲナスガ如キ、帝国永遠ノ大策上極メテ必要ナリト信スル⁽¹⁰⁴⁾」と本島人向けの中等教育などの整備を通して、中国生徒を引き寄せようという計画である。

では、警戒と南進という両面意義の下で、汕頭東瀛学校はどのように設立されたのか。

三、汕頭台湾籍民教育の計画

1、汕頭の台湾籍民

台湾総督府は汕頭に対する調査において、「新開ノ小市街ナリト雖、商業比較的隆盛ニシテ新進ノ気風ニ富ミ、福建省域ニ比スレハ全ク別天地ノ観ナキニアラス⁽¹⁰⁵⁾」と汕頭が商業、新進な都市と示している。

そして、汕頭における列強の勢力はどうであっただろうか。大正初期、広東省は香港との関係で、イギリスの勢力は「貿易其他の点に於いて殆んど全権を握つて居ると言つて宜しい」とあるように、最も強いものだった。また、フランスは「東京及び広州湾との関係上、相当に勢力を有し、殆んど本省の大部分を勢力範囲」を治め、ドイツは「近來貿易其他の点に於いて頗る活潑に運動して居る⁽¹⁰⁶⁾」と評価された。この列強三国の中の日本の活動は、「台湾銀行、大阪商船会社、三井物産会社等が僅かに小規模の営業を為しつつあるに過ぎないので、彼等欧米人の活潑なる活動に比すれば誠に憐れむべき状況にある⁽¹⁰⁷⁾」と述べられている通り、福建省と異なる日本人の勢力を示している。

広東省にある汕頭の居留外国人を言うと、イギリス人が最も多かった。日本人が増えてきたのは一九〇四（明治三七）年三五会社が潮汕鉄道の建設を請負、台湾と貿易往來に基づき汕頭の厦門領事館分館が開設された以後のことである。籍民も鉄道の建設にしたがって増えてきたが、〇五（明治三八）年の統計によれば、籍民全員が五十七名だけで、厦門、福州より少ないし、汕頭に滞在している日本人の半分にも達しなかった。人数が少ないという理由で、籍民による団体が結成されず、日本人と共に日本人居留会を組織した⁽¹⁰⁸⁾。（表三）また、一四（大正三）年汕頭における日本人と籍

民の職業調査によれば、日本人はおもに領事館、郵便局、台湾銀行支店、三井洋行、潮汕鐵路に勤めたことに対し、籍民は雑貨、米穀、海産物、茶、ラムネ製造販売、鐵路公司、三井洋行、支那人被雇などの職業を持っていたと示されている。⁽¹⁰⁹⁾

表三 汕頭における日本人と台湾籍民⁽¹¹⁰⁾

時 間 (年)	日本人 (人)	台湾籍民 (人)
一九〇四	一六二	三七
一九〇五	一四二	五七
一九〇六	一五二	一一六
一九〇七	一九〇	一一一
一九〇八	一九二	一一二
一九〇九	一二一	一二五
一九一〇	一〇四	一四八
一九一一	一〇五	一四四
一九一二	一一九	一二〇
一九一三	一一五	一二四
一九一四	一二六	一三五
一九一五	一二二	一四六
一九一六	一五〇	一五〇

汕頭にある籍民の意識という課題について、中村氏の先行研究では外務省外交史料館所蔵の史料に依拠して一九一一（明治四四）年の汕頭の籍民を観察しており、籍民はほとんど奥地に居住し、潮汕鐵道に務めている者と違い、生活状態と風俗習慣などが一般の潮汕人と異ならず、ただ本人が住民分限を取り扱う際、台湾と往来することによって籍民資格を得たのみで、台湾で不動産、財産をもたず、籍民としての権利は必要があるときに行使してただけであると指摘した。⁽¹¹¹⁾ また、汕頭の籍民は「商人其他実業に従事する者多く貧民又は無頼無職の輩は少く、一般に著実で穩健である。殊に阿片に就て広東省は特許制を施いて居るから籍民として問題を惹起したことはない」と汕頭は厦門、福州のように深刻な籍民問題にならず、別の籍民の様子を呈している。⁽¹¹²⁾

2、隈本繁吉の見方

汕頭における籍民の教育は、一九〇七（明治四十）年末に学齡児童が少ないので、第二節に述べても、持地学務課長は汕頭の籍民学校を考える程度に至らなかったと判断した。そして、汕頭における籍民が〇八（明治四一）年百十二名は厦門、福州の台湾籍民数と比べると、確かに同一視することができないと示している。

しかし、隈本学務部長の学務日誌において、一九一二（明治四五）年七月六日「対岸教育関係会議」条において、「三 汕頭教育施設問題⁽¹¹³⁾」が記録されて、同月十一日「毎週金曜午前十一時頃マテニ具体的設計案ヲ作ルコト汕頭・福州（三屋）、厦門（領事の報告ヲ待ツ）」と欄外の「南清問題」が記入され、汕頭の籍民教育は早くても一二年の際に言及されたとわかる。だが、隈本学務部長は「南清問題」に絞ってさらに説明することをしなかった。一二年に至って、籍民が増えてきた

ことは、汕頭東瀛学校の設立を促しただろうか。

表三によれば、一九〇七（明治四十）年から一二（明治四五）年にかけて、一一（明治四四）年汕頭の籍民人数は一時、百四八名に達したことがあるが、〇七年の一一一名より一二年の百二十名になったことから見ると、汕頭の籍民人数は著しく成長したとはいえない。こうして、隈本学務部長の汕頭籍民学校についての計画は籍民人数の大量増加に基づいて考えられたのではなかったと思われる。言い換えれば、「南清問題」は籍民人数の増加という意味ではなかった。また、前述の隈本学務部長の籍民学校の位置づけからみれば、おそらく清末以来の革命風に対する警戒は汕頭で籍民学校の設立を促すと考えられる。

3、東瀛学校設立の契機

辛亥革命と台湾人の清国留学などの問題は一九一二（大正元）年隈本学務部長の南清視察を促成した。一二年十二月、隈本学務部長は視学官として「教育施設事項調査」のために、清国福建省、広東省及び英領香港へ出張した。⁽¹¹⁴⁾隈本繁吉日誌によると、調査の結果と見なされる記述において、籍民学校は「福州、厦門、広東、香港等ニ於ケル英米仏人等及支那人自身ガ男女就学ニ対シ小学・中学、実業ノ諸学校並専門学校ノ諸施設ヲ為セルニ比シ大ニ遜色アリ」と指摘した。⁽¹¹⁵⁾また、一九一七（大正六）年、台湾総督府は籍民学校に対する調査において、汕頭の学事と東瀛学校の位置は以下のように述べられた。

当地方ノ教育ハ遠ク、其ノ源ヲ韓文流謫ノ時代ニ発シ以テ今日ニ及ヘリ為ニ其ノ施設ハ最モ重要視セラレ、支那民国側ニ於ケル小学校ハ地方到ル処ニ之ヲ設ケ、殊ニ汕、潮両地ニハ中学、師範、商業等ノ学校アリ、英米人側亦十五、六年前ヨリ汕頭ニ中等学校ヲ経営シ其ノ勢力ノ扶植ニ努ム、此ノ間ニ立チ新ニ設立セル本校ノ発展容易ナラサルヘシト雖、幸ニシテ潮汕鉄道ハ殆ト邦人ノ勢力圏ニ在リ籍民及関係支那人中有力者尠カラス⁽¹¹⁶⁾

また、汕頭における列強の勢力を合わせてみると、汕頭には欧米学校の歴史が長いし、中国式の学校も盛んだったので、籍民学校が汕頭で発展することは相当困難であると考えられた。しかし、上述の文章において、台湾籍民学校の発展する可能に対してヒントが与えられた。それは「潮汕鉄道ハ殆ト邦人ノ勢力圏ニ在リ籍民及関係支那人中有力者尠カラス」である。台湾総督府は汕頭東瀛学校の設立経緯においても、「在留ノ内地人及台湾籍民年ヲ追ヒテ漸ク増加セムトスルト共ニ其ノ子弟ノ教育機関ヲ設置セムコトノ計画ハ久シク官民ノ間ニ評議セラレタル所ナリキ」⁽¹¹⁷⁾の通りに、日本人と籍民の増加に従って学校を設立する必要があると述べられた。ただし、前述に述べたように、台湾籍民が大幅に増加することはなかった。そして、日本人も、表三によれば、一九〇七（明治四十）年百九十名のピクに達してから段々に減少してきただけでなく、〇九（明治四二）年以後、籍民より少なくなったと示されている。

なお、教師石井喜之助は汕頭東瀛学校の設立に対する回想において、汕頭は「支那にて外国貿易順位第七番目に位し、奥地は深いし、潮州との間に三五公司によつて敷設せられた潮汕鉄道二五哩あり、南洋との関係、沿岸及日本との関係今後発展すべき此地に、後顧の憂を少くする為に学校が欲しいとは在留民一般の久しい希望であつた」とあり、むしろ将来を目指す東瀛学校の設立理由が見られる。

従って、日本人と籍民の人数によって汕頭東瀛学校が設立されたと考えるのではなく、前述の警戒と南進という目標の下で、日本人と籍民は籍民学校の設立に対して接点を提供する役割と検討するのが適切であると思われる。しかし、一九一二年末、隈本学務部長は華南を視察した後、汕頭における学校新設の急要を献策したが、隈本の考えに従ってすぐに成立したわけではなかった。おそらく、籍民が接点として利用されたのに、東瀛学校を設立する条件が揃っていなかったかもしれない。東瀛学校の設立経緯において、「其ノ子弟ノ教育機関ヲ設置セムコトノ計画ハ久シク官民ノ間ニ評議セラレタル所ナリキ大正四年機熟シテ⁽¹¹⁸⁾」と述べられ、上述汕頭の列強勢力と学事を合せて検討すると、確かに時機を待たなければならなかっただろう。それから一五（大正四）年に至って、第一次世界大戦にともない欧米勢力が一時的に撤退したことによって帝国教育拡張の好機がおとずれ、いわゆる大正南進期の到来に伴い、汕頭で勢力が足りない日本に対して、籍民学校を設立する時機が確実に到来したといえるのではないか。

四、汕頭東瀛学校の成立

1、稟請の提出

一九一五年（大正四）年一月二七日、汕頭領事代理副領事河西信は民政長官内田嘉吉へ稟請を提出した。汕頭で籍民学校を設立する理由は以下の通りである。

目下当地在留台湾籍民ノ子弟中就学年齢ニ達シ居ルモノ若干有之候得共、当地ニ台湾籍民ノ学校無之為メ、勢ヒ支那固有ノ学校ニ入学セシムルカ、又ハ資産アルモノハ家庭教師ヲ聘シ純支那式教育ヲ授クルニ不過、将来帝国臣民トシテノ資格ヲ養成スルニハ甚タ不適當ニ有之、之レカ教育ニ関シテハ何等カ方法ヲ講セサル可ラサル状態ニ有之⁽¹²⁰⁾（後略）

汕頭領事代理の河西信は、汕頭の籍民の子弟が中国の学校に入学し、あるいは家庭教師を聘して中国式の教育を受けている現状を伝え、このような事態は、将来の「帝国臣民」の養成にとっては不適當であり、教育を使って解決する方法を建言した。また、「種々考究ノ結果兼テ大体貴府学務部長ニテ御内議ニ及候次第モ有之其後当日本人協会会長柳悦耳ノ斡旋ニヨリ籍民中重立タルモノヘ意向ヲモ相確メ候処何レモ子弟教育ノ為メ学校ノ設立ヲ希望致候旨願出候⁽¹²¹⁾」と福州、廈門と同じく、籍民が参加する団体を通して、有力籍民の支持を得て、籍民学校を設立する計画を提出した。在汕頭領事が提出した籍民学校の設立理由は福州、廈門の場合と同じであると見られる。

2、東瀛学校の設計と教師

また、一九一五年（大正四）年の時点で学校の課程計画と設立進捗について、「貴府公学校ノ課程ヲ準シ、学校ヲ設立セシムルニ相定メ、之レヲ東瀛学校ト名ケ、已ニ校舍モ借受ケ、準備モ相整ヒ、支那教員ノ招聘モ済ミ、来ル二月初旬ヨリ開校之筈ニテ、目下生徒募集中ニ有之候⁽¹²²⁾」の通りに、場所、地元の教師招聘など準備が整えられており、開校を目指している。さらに台湾総督府は課程及び教師に対して以下のように規定した。

- 一 教育ノ本旨及教則ハ台湾公学校ノ本旨及教則ニ依ルコト
- 二 設置、維持、教員ノ宿舍、同旅費等一切ノ費用ハ在留台湾籍民ノ負担タルコト
- 三 教員ノ執務ニ関シ必要ナル注意指導ハ貴官之ヲ与ヘラシタキコト

四 教員ノ執務ニ関シテハ貴官ヲ経テ当府ニ毎月報告セシムルコト

五 旅費ハ官職相当ノ額ヲ給スルコト⁽¹²³⁾

廈門と福州の場合にある「台湾公学校ノ本旨及教則ニ遵ヒ其教科目及教授ノ程度ハ台湾公学校ノ教科目及教授ノ程度ニ依ルコト⁽¹²⁴⁾」と比べると、前半は同じであるが、後半は削除された。そのほかの項目は同じである。言い換えれば、教師の派遣に関する規定は三校共通である。

稟請案に応じて、台湾総督府は羅東公学校村岡賤夫を東瀛学校の校長に決定して汕頭へ派遣した。⁽¹²⁵⁾
一九一五（大正四）年三月二日に汕頭東瀛学校は開設された。⁽¹²⁶⁾

まとめ

一九〇七（明治四十）年の持地六三郎の報告書では、籍民の教育問題が着目され、台湾公学校に準拠した教育方法を通して、中国式の教育から籍民を植民地教育体系に包摂した。廈門旭瀛書院と福州東瀛学堂はその背景のなかで成立した。持地学務課長の見方によれば、福州より廈門の籍民学校を設立することは緊要であるが、籍民団体の統合による結果、福州における籍民学校〇八（明治四一）年に初めて成立した。

さらに、持地の報告書は汕頭の籍民が少ないため籍民学校は必要でないと判断したが、清末以来の革命、民国初期の混乱など中国の影響への警戒と中国へ日本教育の拡張という背景において、欧州の列強が中国から一時撤退した機会に乗じて、旭瀛書院、東瀛学堂を拡張し、大正四年、廈門、福州と同じく、台湾公学校に倣った汕頭東瀛学校が設立された。警戒であれ、拡張であれ、籍民三校いずれも中国華南へ勢力が延伸されたという意味がある。

一方、明治四十年代の台湾教育は中等教育機関が欠乏して、教育体系の発展が完全と言えないが、籍民学校の進学設計は、台湾へ留学する道を提供することによって、「帝国教育」体系が作られたといえる。籍民学校は結局、日本人向けの教育体系ではなく、台湾植民地教育体系に組み込まれたものだった。公学校教育を用いて、植民地でない中国華南に籍民学校を経営する際、進学先はあまり魅力がなく、欧米学校と比べると、果たして競争力があるといえるのか。籍民学校がどのようにして公学校教育を調整し、警戒と拡大の目標を遂行したかについては今後検討したい。

註

- (1) 『台湾と南支那』における台湾籍民の定義は「台湾籍民とは、明治二十八年の領台当時台湾に在住し、或は我が国籍を有し他処に出稼せる者で、馬関条約の結果、総括的に我が帝国の国籍を取得した者及其の子孫竝に領台後海外に渡航し、彼の地に定著居住したものを主とし、時々台湾籍編入の手續を履み、又は支那人にして我が国に帰化し、台湾に国籍を取得したものである。』『台湾と南支那』（台北、台湾総督府官房外事課、一九三七年）、十八頁。
- (2) 黄慶法、「台湾総督府の“対岸経営研究”——以教育為中心——」（廈門大学、二〇〇八年）
- (3) 遠藤織枝・黄慶法編、『中国人学生の綴った戦時中日本語日記』（東京、ひつじ書房、二〇〇七年）
- (4) 持地六三郎、帝国大学法科大学政治学科卒業、大蔵省に入省して、山口高等中学校教授・石

川県参事官・文部省視学官などを経て、一九〇〇（明治三三）年渡台し、台南県書記官・台湾総督府参事官・民政部総務局地方課長・水利委員・総務課長・通信局長・学務課長などを任じて、一九一二（明治四五）年朝鮮総督府土木局長・通信局長官・局長である。「持地六三郎府史編纂事務嘱託」、「台湾総督府公文類纂」三四五四冊（一九二二年四月）

- (5) 「清国福州台湾人子弟教育ノ為メ三屋教諭派遣ニ関シ照復ノ件（在福州領事）」、『台湾総督府公文類纂』五一〇〇冊（一九〇八年四月）。この一括文書は「三屋公学校教諭到着報告ノ件」、「在清国福州本邦人子弟教育ノ為教員派遣与照会ニ関スル回答ノ件」、「本邦人子弟教育ノ為メ公学校教員派遣請求ノ件」、「在留台湾人学校設立ニ付補助請願ノ件」、「在清国福州台湾人子弟教育ノ為公学校教諭派遣ノ件」、「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」、「教諭ヲ福州ニ派遣ノ件ニ関シ照会ノ件」、「三屋教諭旅費精算書廻送ニ付同教諭出張通知ノ件」、「教諭派遣期日通知ノ件」、「台湾公学校教諭赴任旅費送金ノ件」などによって構成した。
- (6) 「福建東瀛会館の沿革竝に現状」、『台湾教育会雑誌』（一九一四年五月一日）。また、「福州東瀛会館規則」の第一条「会館設立ノ目的ハ同人協力シテ利ヲ興シ弊ヲ除カンガ為ニシテ既ニ認可ヲ経タルモノニテ台湾総督府及在福州領事并ニ官民共ニ此義ヲ賛助サレタリ思フ」によれば、台湾総督府は会館の設立において賛助の役割があった。また、東瀛会館は一九一五（大正四）年台湾公会に改称した。「在福州公学校教諭三屋大五郎東瀛会館長兼務ノ儀回答ノ件（在福州領事）」、『台湾総督府公文類纂』五二〇八冊（一九〇九年五月）。東瀛会館に関して、中村孝志の「華南に於ける台湾籍民」における史料の掲載を参照。『南方文化』十七（一九九〇年十一月）。
- (7) 「鹿子木通信局長南清航路視察復命書三部提出ノ件」、『台湾総督府公文類纂』九三五冊（一九〇四年一月）
- (8) 福州領事館書記生野口多内である。
- (9) 「福建東瀛会館の沿革竝に現状」、『台湾教育会雑誌』（一九一四年五月一日）。井出季和太、『南進台湾史攷』（東京、誠美閣、一九四三年）、一六五頁。
- (10) 前掲、「福建東瀛会館の沿革竝に現状」
- (11) 「在留台湾人学校設立ニ付補助請願ノ件」
- (12) 「福州通信」、『台湾日日新報』（一九〇七年十一月十五日）
- (13) 「在留台湾人学校設立ニ付補助請願ノ件」
- (14) 「福州の排日熱」、『台湾日日新報』（一九〇七年七月五日）
- (15) 実藤恵秀、『中国人日本留学史稿』（日華学会、一九三九年）
- (16) 前掲、「福州の排日熱」
- (17) 「福州東瀛学校と厦門旭瀛書院——台湾総督府華南教育施設の開始——」、『天理大学学報』一二八輯三二巻二号（一九八〇年九月）
- (18) 「南清に於ける日本人の発展（高橋福州領事談）」、『台湾日日新報』（一九〇七年二月五日）
- (19) 「在留台湾人学校設立ニ付補助請願ノ件」
- (20) 「在清国福州台湾人子弟教育ノ為公学校教諭派遣ノ件」
- (21) 『福州東瀛学校』（外務省外交史料館、三一十一二一十一九）

- (22) 「持地六三郎府史編纂事務嘱託」、『台湾総督府公文類纂』三四五四冊（一九二二年四月）
- (23) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (24) 前掲、「福州東瀛学校と厦門旭瀛書院——台湾総督府華南教育施設の開始——」
- (25) 前掲、「鹿子木通信局長南清航路視察復命書三部提出ノ件」
- (26) 一九一九（大正八）年発布された台湾教育令において、台湾教育は普通教育、職業教育、専門教育、師範教育を四つ分野に分けられ、内地の小学校—中学校などという進学システムと別の教育体系であった。この内、普通教育は「身体ノ発達ニ留意シテ德育ヲ施シ普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」、普通教育における公学校では「児童ニ普通教育ヲ施シ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授クル所トス」という精神で国語教育、実用教育が明治三十年代の趣旨に引き続いて重視されたことが明らかにされている。
- (27) 「公学校規則府令七八号」、『台湾総督府公文類纂』二五五冊（一八九八年八月）
- (28) 吉野秀公、『台湾教育沿革誌』（台北、台湾教育会、一九三九年）、一一四—一五、二四七頁
- (29) 「三十七年府令第二十四号台湾公学校規則中改正」、『台湾総督府公文類纂』一一九五冊（一九〇六年二月）
- (30) 前掲、吉野秀公、『台湾教育沿革誌』、一一四—一五頁
- (31) 前掲、「公学校規則府令七八号」（一八九八年八月六日）。
- (32) 「台湾に於ける現行教育制度」、『台湾教育会雑誌』（一九〇四年十月二五日）
- (33) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (34) 「福州通信」、『台湾日日新報』（一九〇七年十一月十五日）
- (35) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (36) 黄金流、泰古発記の古鉄商である。林寿仁、泰和洋行の雑貨商。「2. 四十二年」、『外務省外交史料館・外務省記録・3門 通商・3類 商業・7項 取引、信用・農工商漁業等ニ従事スル在外本邦人ノ営業状態取調一件 第三卷』（アジア歴史資料センター、B一〇〇七四四四九五〇〇）
- (37) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (38) 同前
- (39) 明治二八年に発布された「台湾総督府直轄諸学校官制」によれば、台湾総督府直轄学校は国語学校と国語伝習所とし、国語学校に附属学校を付設した。国語伝習所の生徒は、甲科と乙科に分かれて、乙科の生徒は年齢八歳以上、十五歳以下のものに入学させる。また、一八九六（明治二九）年九月二五日府令第三八号によって発布された「台湾総督府国語学校規則」には、「国語学校附属学校ハ内地人ノ学齡児童竝本島人ノ幼年者及青年者ニ須要ナル教育ヲ施シテ本島ニ於ケル普通教育ノ模範ヲ示シ且師範部ノ生徒實地教授練習ノ用ニ供スルモノトス」と書かれている。「台湾総督府（直轄）国語伝習所規則制定ノ件」、『台湾総督府公文類纂』六七冊（一八九八年八月）。
- (40) 一九〇七（明治四十）年一月十六日に台湾総督府国語学校第二付属学校の主事に命じられた。三屋大五郎、敦賀県小学師範学校上・下等学科卒業、石川・福井県・東京都・北海道の教員・校長を経て、一八九六（明治二九）年、日本語講習員として渡台し、台湾総督府国語伝習所教

論、宜蘭公学校校長、台中師範学校助教授、国語学校助教授、一九〇八（明治四一）年二月二十六日台湾公学校教諭として清国福州へ出張した。「三屋大五郎退隠料證書交付及受領ノ件」、『台湾総督府公文類纂』一六五八冊（一九一〇年二月）。「三屋大五郎任公学校教諭」、『台湾総督府公文類纂』一四三一冊（一九〇八年二月）。

- (41) 『在外本邦学校関係雑件 旭瀛書院』（外務省外交史料館、三一十一—二十一—十六）
- (42) 「三屋大五郎任公学校教諭」、「教諭派遣期日通知ノ件」。
- (43) 前掲、『南進台湾史攷』、一六五頁
- (44) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (45) 「廈門在留台湾籍民ノ実況報告（廈門領事）」、『台湾総督府公文類纂』五一三二冊（一九〇八年七月）
- (46) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (47) 同前
- (48) 同前
- (49) 「廈門台湾公会規則」、『内外情報』三四号。「廈門通信」、『台湾日日新報』（一九〇七年七月二一日）。『台湾居留民会創立三十五週年記念誌』（廈門、台湾居留民会、一九四二年）。「台湾籍民」をめぐる諸問題』『東南アジア研究』十八卷三期（一九八一年一月）。台湾公会の設立経緯について、中村孝志「福州東瀛学堂と廈門旭瀛書院——台湾総督府華南教育施設の開始——」、『天理大学学報』一二八輯三二卷二号（一九八〇年九月）参照。
- (50) 前掲、「廈門在留台湾籍民ノ実況報告（廈門領事）」
- (51) かつて会長、其他の要職を任した会員は元老を担任させた。戴国輝、「資料『廈門ニ於ケル台湾籍民問題』」、『台湾近現代史研究』三（一九八一年一月）
- (52) 「廈門台湾居留民公報」、『林爾嘉家族及民間文書資料專輯』第八冊（北京、九州出版社、二〇〇四年）、六三頁。
- (53) 一九〇八（明治四一）年二月台湾公会会長を辞めた。『台湾歴史辞典』（台北、遠流出版社、二〇〇四年）、「廈門短信」、『台湾日日新報』（一九〇九年八月一日）。
- (54) 「廈門台湾居留民公報」、六三頁。「2. 四十二年」『外務省外交史料館・外務省記録・3 門通商・3 類 商業・7 項 取引、信用・農工商漁業等ニ従事スル在外本邦人ノ営業状態取調一件 第三卷』（アジア歴史資料センター、B 一〇〇七四四四九五〇〇）
- (55) 前掲、「廈門台湾居留民会報」、六三頁。
- (56) 「福州の台湾籍民——1909年における——・史料 福州ニ於ケル台湾籍民ノ状態」、『南方文化』十（一九八三年十月）。
- (57) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (58) 同前
- (59) 学生の在職を妨げにならないように国語研究会の授業は夜学である。「廈門通信」、『台湾日日新報』（一九〇八年二月二九日）
- (60) 「在南清台湾人子弟教育問題ノ件」
- (61) 「南支那ニ於ケル台湾総督府ノ教育施設概況』（台湾総督府文教局学務課、一九二二年）、阿

- 部洋など編集『日本植民地教育政策史料集成（台湾編）・第七集地方教育誌』（東京、龍溪書舎、二〇一〇年）
- (62) 『在外本邦学校関係雑件 旭瀛書院』（外務省外交史料館、三一十一二一十六）。
- (63) 『旭瀛書院要覽』（厦門旭瀛書院、一九一七年）、頁一、二。
- (64) 「厦門通信」、『台湾日日新報』（一九〇九年十一月十日）
- (65) 「厦門近信」、『台湾日日新報』（一九〇九年十二月十九日）
- (66) 「厦門通信」、『台湾日日新報』（一九一〇年二月十日）
- (67) 「台湾公会」、『台湾日日新報』（一九〇九年十一月二十日）
- (68) 前掲、『厦門台湾居留民会報』、五五頁。
- (69) 『創立二十週年記念誌』（厦門旭瀛書院、一九三〇年）、六頁。
- (70) 「厦門学務」、『台湾教育会雑誌』（一九一一年二月）
- (71) 「厦門片信」、『台湾日日新報』（一九一〇年七月二九日）
- (72) 同前
- (73) 同前
- (74) 前掲、「在外本邦学校関係雑件 旭瀛書院」
- (75) 小竹徳吉、岐阜県尋常中学校修了、一八九八（明治三一）年台湾総督府国語学校師範部卒業、一九〇一（明治三四）年東京早稲田専門学校在学、台北国語伝習所雇、大稲埕公学校教諭、艋舺公学校教諭、台湾総督府国語学校教諭、第一付属学校勤務、滬尾公学校勤務を経て、一〇（明治四三）年清国厦門出張、旭瀛書院初任院長、厦門台湾公会顧問。「小竹徳吉小学校教員免許状授与」『台湾総督府公文類纂』二一三六冊（一九一三年四月）。台湾教育沿革誌は「其の温厚なる人格と穩健なる見職とは同校をして面目を一新せしめ模範公学校の称あらしめたが四十二年五月厦門籍民教育を創始するや選ばれて、其の任に当り旭瀛書院の名を内外に轟かした、至誠の二字は君の全幅であつた兎も角初等教育界稀に見るの人であつた」と小竹院長を評価した。『台湾教育沿革誌』、三六〇—一頁。
- (76) 王少濤、「旭瀛書院沿革之概要」、『台湾教育』（一九一四年四月一日）
- (77) 「厦門通信」、『台湾日日新報』（一九一〇年九月二日）。
- (78) 「厦門通信」、『台湾日日新報』（一九一〇年九月三日）。
- (79) 「旭瀛書院開校」、『台湾教育会雑誌』（一九一〇年十一月三十日）
- (80) 岡本要八郎、「前書院長祝辞」、『創立二十週年記念誌』。
- (81) 「汕頭在留台湾籍民子弟教育ノ為メ公學校教諭派遣ノ件」、『台湾総督府公文類纂』二四〇一冊（一九一五年三月）
- (82) 隈本繁吉、東京帝国大学文学史学科卒業。文部省教科書調査囑託、沖縄県用教科書編纂委員囑託、文部省図書審査官、文部省視学官、福井県立福井中学校長、東京高等師範学校教授を経て、一九〇八（明治四一）年韓国学部書記官、一〇（明治四三）年朝鮮総督府事務官、一一（明治四四）年台湾総督府国語学校校長兼台湾総督府視学官、民政部学務部長。「隈本繁吉（府史料編纂事務囑託並史料編纂委員会委員ヲ命ス）」、『台湾総督府公文類纂』三七五一冊（一九二三年六月）。

- (83) 隈本繁吉、「序」、『大礼記念事業』（廈門旭瀛書院、一九二四年）
- (84) 持地六三郎、『台湾殖民政策』（東京、富山房、一九一二年）、四三四頁。
- (85) 同前、四三四頁。
- (86) 上沼八郎、「『台湾教育令制定由来』（資料）について 植民地教育史研究ノート・その一」、『高千穂論叢』二六ノ三（一九九一年一月）、二五五頁。
- (87) 上沼八郎、「台湾における書房『教科書』と日本認識について——植民地教育史研究ノート・その六——」付「資料一明治四十四年渡台当初内査書房義塾教科書ノ内容ニ関スル件」、『高千穂論叢』二九一二（一九九四年十二月）
- (88) 「書房義塾教科用図書使用方取締ニ関シ各庁長へ通達」、『台湾総督府公文類纂』五三九三冊（一九一一年七月一日）
- (89) 「図書編修順序決定」、『台湾総督府公文類纂』五三九五冊（一九一一年十一月）
- (90) 前掲、『旭瀛書院要覽』、三頁。
- (91) 前掲、上沼、「『台湾教育令制定由来』（資料）について——植民地教育史研究ノート・その一——」、二五七頁。
- (92) 同前、二五七頁。
- (93) 「在外日本人学校教育関係雑件ノ学校一覽表関係第二卷1. 在外日本人学校一覽表ニ関スル件（並ニ普通第七八七号昭和五年六月十四日）分割3」、『外務省外交史料館・外務省記録・I 門 文化、宗教、衛生、労働及社会問題・1 類 文化、文化施設・在外日本人学校教育関係雑件ノ学校一覽表関係第二卷』（アジア歴史資料センター、B〇四〇一一九七一六〇〇）
- (94) 前掲、上沼、「『台湾教育令制定由来』（資料）について——植民地教育史研究ノート・その一——」、二五七頁。
- (95) 同前、二五七頁。
- (96) 同前、二五七頁。
- (97) 上沼八郎、「台湾教育令制定由来」（資料）について——植民地教育史研究ノート・その二——」、『高千穂論叢』二六一四（一九九二年三月）、二九九頁。
- (98) 下村宏、『台湾統治に関する所見』（手書き、一九一五年）
- (99) 「勅令第二〇一号台湾総督府官制中改正ノ件」、『台湾総督府公文類纂』一〇三四五冊（一九三五年）
- (100) 「在外日本人学校教育関係雑件ノ学校一覽表関係第二卷1. 在外日本人学校一覽表ニ関スル件（並ニ普通第七八七号昭和五年六月十四日）分割3」、『外務省外交史料館・外務省記録・I 門 文化、宗教、衛生、労働及社会問題・1 類 文化、文化施設・在外日本人学校教育関係雑件ノ学校一覽表関係第二卷』（アジア歴史資料センター、B〇四〇一一九七一六〇〇）
- (101) 上沼八郎、「〈資料〉台湾総督府学務部隈本繁吉「部務ニ関スル日誌」について」五月十八日条、『総合研究』五（一九九二年）
- (102) 「外国学校関係雑件ノ中国ノ部第一卷21. 東瀛学校」、『外務省外交史料館・外務省記録・I 門 文化、宗教、衛生、労働及社会問題・1 類 文化、文化施設・外国学校関係雑件ノ中国ノ部第一卷』（アジア歴史資料センター、B〇四〇一二二〇六七〇〇）

- (103) 前掲、「在外日本人学校教育関係雑件／学校一覧表関係第二巻1. 在外日本人学校一覧表ニ関スル件(逕ニ普通第七八七号昭和五年六月十四日)分割3」
- (104) 上沼八郎、「資料台湾総督府学務部隈本繁吉「秘部務ニ関スル日誌」について(承前・その二)、『総合研究』六(一九九三年)。台湾総督府は一九一五年「内地留学ノ結果、対岸ニ留学スル傾向、共学ヲ許サザル限ハ適当ノ施設ヲ必要トシ、其内容ハ国語、国民性ト勤勞的実業的中等学校トシ、程度モ朝鮮高等普通学校ニ準シタリ」という意見で隈本学務部長の提案に答えた。「台湾総督府学務部「部務ニ関スル日誌」(承前)——植民地教育史研究ノート・その八」七月三日条、『高千穂論叢』三一—三(一九九六年十一月)
- (105) 「対岸籍民学校情况附日本人小学校」(学務部、大正六年十一月)、阿部洋など編集『日本植民地教育政策史料集成(台湾編)・第七集地方教育誌』(東京、龍溪書舎、二〇一〇年)
- (106) 田中善立、『台湾と南方支那』(東京、新修養社、一九一三年)、二〇三頁。
- (107) 同前、二〇四頁
- (108) 井出季和太、「南支那の台湾籍民に就て(承前)」、『台法月報』二五卷二期。「汕頭通信」、『台湾日日新報』(一九〇五年十二月五日)。「清国汕頭ニ厦門領事館ノ分館ヲ設置ス」、『国立公文書館・内閣・公文類聚・族爵／外事／儀典・公文類聚・第二十八編・明治三十七年・第六巻・族爵・勲等、儀典・儀礼・服制徽章、外事・国際・通商・雑載』(アジア歴史資料センター、A〇一二〇〇九四〇五〇〇)
- (109) 「支那遊記(二)」、『台湾日日新報』(一九一四年四月十一日)
- (110) 『汕頭帝國領事館管内事情』(台北、台湾総督府官房調査課、一九二二年)、二一七一—八頁
- (111) 中村孝志、「台湾籍民をめぐる諸問題」、『東南アジア研究』十八巻三号(一九八〇年十二月)。
- (112) 『南支那の開港場 第二編』(台北、台湾総督府官房調査課、一九三一年)、一五八一—九頁。
- (113) 「台湾総督府学務部隈本繁吉、「部務ニ関スル日誌」について」、『総合研究』五(一九九二年)。記事の側に「学会会用意 長官訓示事項 附、小子談示事項、小学・高等科教育内容。長官招待趣向及日時。文学士、編書雑給(語学及文筆)」などのメモが書かれている。
- (114) 「視学官隈本繁吉清国南部出張」、『台湾総督府公文類纂』二〇六〇冊(一九一二年十二月)
- (115) 前掲、「台湾総督府学務部隈本繁吉「秘部務ニ関スル日誌」について(承前・その二)」、A一四七頁。
- (116) 前掲、「対岸籍民学校情况附日本人小学校」
- (117) 同前
- (118) 同前
- (119) 上沼八郎・弘谷多喜夫、「台湾総督府の華南教育政策について——福建、広東両省における籍民教育の盛衰——」、『日中教育文化交流と摩擦』(第一書房、一九八三年十一月)、二六八頁。
- (120) 「汕頭在留台湾籍民子弟教育ノ為メ公学校教諭派遣ノ件」、『台湾総督府公文類纂』二四〇一冊(一九一五年三月)
- (121) 同前。柳悦耳、台湾銀行汕頭支店長。「柳悦耳氏(台銀汕頭支店長)」、『台湾日日新報』(一九一四年五月六日)

- (122) 前掲、「汕頭在留台湾籍民子弟教育ノ為メ公学校教諭派遣ノ件」
- (123) 同前
- (124) 前掲、『在外本邦学校関係雑件旭瀛書院』
- (125) 「芝山巖新合祀者略歴」、『台湾教育』（一九二〇年二月）
- (126) 「汕頭の一年」、『台湾教育』（一九二六年九月）